



経済連携協定(EPA)に係る 原産地規則の概要

– 輸入食品を中心に –

東京税関業務部総括原産地調査官

本日の説明事項

1. 経済連携協定の現状
2. 原産品に関する原則的規定
3. 食品にみられる規則
4. 原産地規則の手続的規定
5. 原産地認定のケーススタディ
6. 特恵適用非違事例

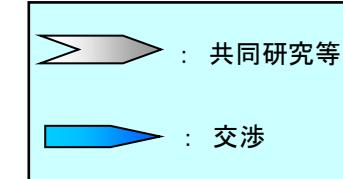
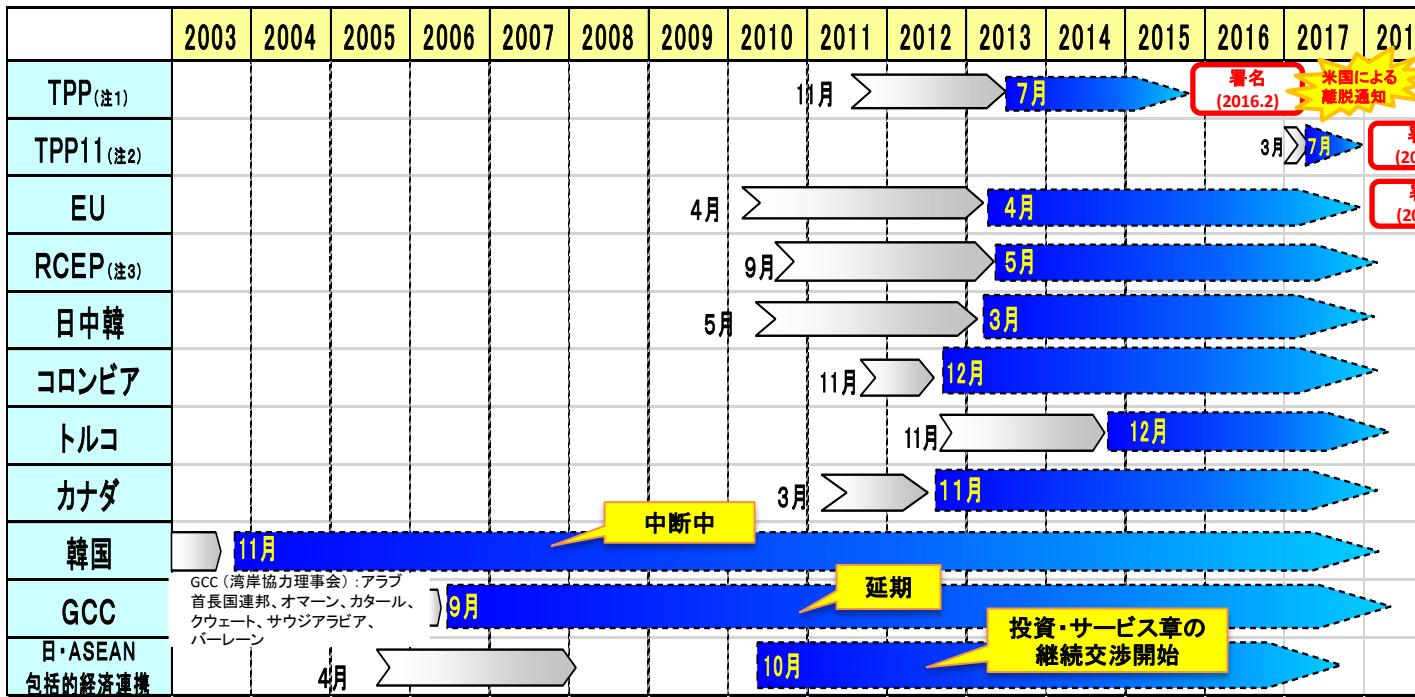
1. 経済連携協定の現状

- (1) 進捗状況
- (2) 各国税率の例
- (3) 関税上の特恵待遇

各国との交渉中EPAの進捗状況 (2018.7時点)

日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以来、これまで15のEPAを発効

各国とのEPAの進捗状況



(注1) TPP(環太平洋パートナーシップ) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ（計12か国）。

(注2) TPP11(包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ（計11か国）。

(注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド（計16か国）。

<発効済みEPAの発効状況>

- ・シンガポール 2002年11月(2007年9月改定)
- ・チリ 2007年 9月
- ・ブルネイ 2008年 7月
- ・スイス 2009年 9月
- ・ペルー 2012年 3月
- ・メキシコ 2005年 4月 (2012年4月改定)
- ・タイ 2007年11月
- ・ASEAN(物品貿易) 2008年12月
- ・ベトナム 2009年10月
- ・豪州 2015年 1月
- ・マレーシア 2006年 7月
- ・インドネシア 2008年 7月
- ・フィリピン 2008年12月
- ・インド 2011年 8月
- ・モンゴル 2016年 6月

これらEPA発効国・地域との貿易については、EPA税率の適用が可能

食品の関税率の例(抜粋)

税番	品名	MFN税率 Most-Favored-Nation Treatment =最恵国待遇 (※1)	GSP税率 Generalized System of Preferences=一般特恵制度	EPA税率 Economic Partnership Agreement = 経済連携協定
1604.14-010	かつお節 (気密容器入)	9.6%	6.4% (LDC FREE) (※2)	FREE メキシコ、タイ、ペルー、オーストラリア 5% アセアン
1905.90-323	ポテトチップス (粉の混合物を成型後、揚げ又は焼いたもの)	9%	— (LDC FREE)	FREE チリ、フィリピン 0.8% スイス 1.7% マレーシア
2008.11-110	ピーナッツバター (加糖)	12%	— (LDC FREE)	FREE シンガポール マレーシア、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、アセアン フィリピン 1.1% スイス ベトナム 3.3% インド ペルー

※1 最恵国待遇=WTO協定加盟国は他の全加盟国の同種の产品について同じ関税率を適用

※2 Least Developed Countries = 後発開発途上国

※2018/4現在

関税上の特恵待遇

貨物の輸入に際し、一般的の関税率よりも低い関税率が適用されること

- **一般特恵(GSP)に基づく税率**

開発途上国の原産品に対して、一般的の関税率よりも低い一般特恵税率を適用。

- **経済連携協定(EPA)に基づく税率**

EPA締約国の原産品に対して、一般的の関税率よりも低いEPA税率を適用。

(例) 日タイEPA 第18条 関税の撤廃

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書1の自国の表において関税の撤廃又は引き下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

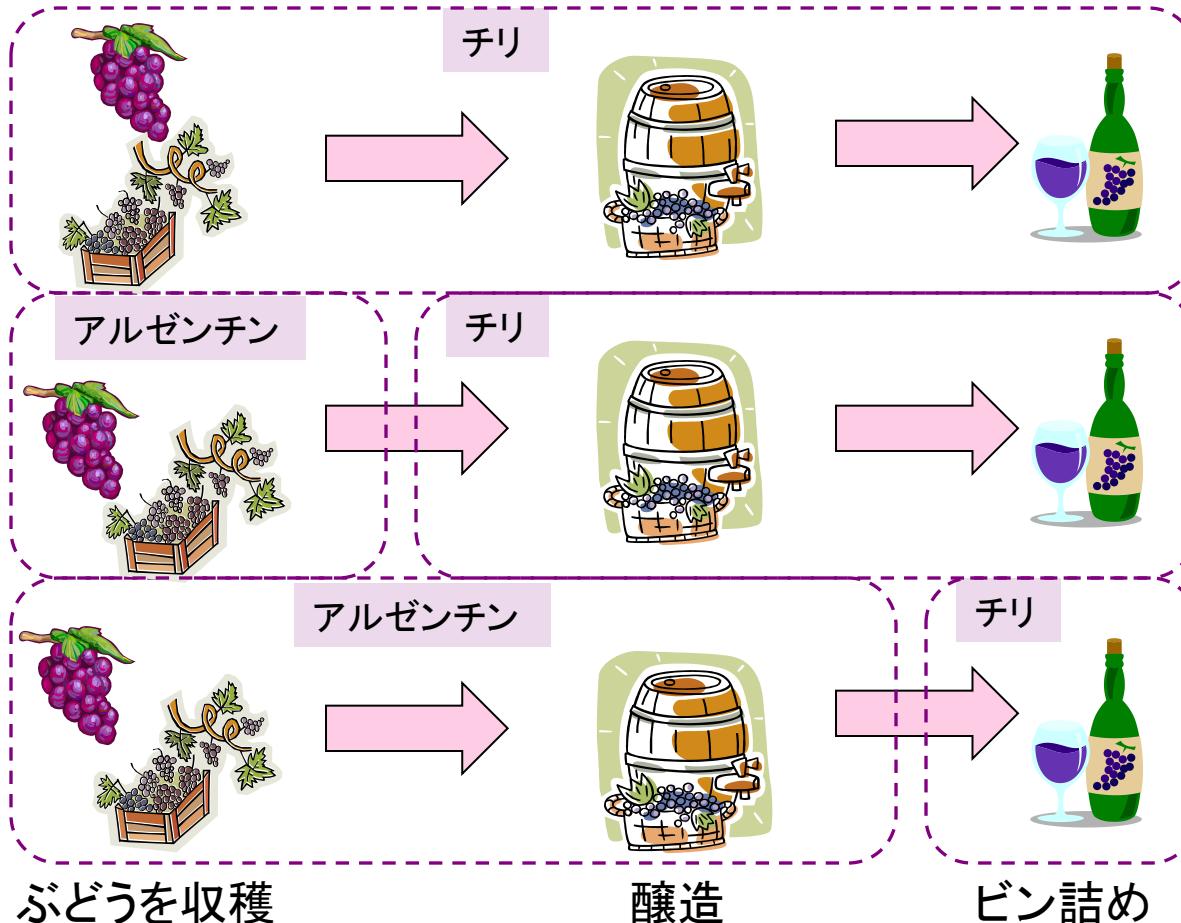
→日本が約束した関税の撤廃又は引き下げは、タイ原産品について適用される。

※この資料では、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定を「日タイEPA」と表記します。

2. 原産品に関する原則的規定

- (1) 原産品とは？
- (2) 特恵税率適用のための条件
- (3) 3つの原産品
- (4) 原産品に関する救済的規定

特恵税率を適用する相手国の产品とは?



チリから輸入されたワインといつても、材料や製造工程に着目するといろいろなもののがりえる。

EPAによる特恵税率の対象となる相手国のワインとは何か決めておく必要がある。

原産地基準を定め、原産地基準を満たす原産品のみを特恵税率適用の対象とする。

特恵税率適用のための条件

① 輸入される产品に関し、特恵税率が設定されていること

② 生産された貨物が、「原産品」であると認められること

(=原産地基準を満たしていること)

→ この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「原産地證明書」等

運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと

(=積送基準を満たしていること)

→ この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「運送要件證明書」(通し船荷証券の写し等)

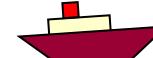
③ 必要な手続きを行なうこと

- 税関に対して原産国や特恵税率を申告
- 添付書類として原産地證明書等及び(必要に応じ)運送要件證明書を提出

(=手続要件を満たしていること)

マレーシア

シンガポール



日本

税関

“EPA特恵税率が設定されていること”の確認

手順1 關稅分類番号の確認

- 輸入しようとする產品の

關稅分類番号「HS番号及び統計細分」を確認



HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号
6桁まであり、同条約締結国間で共通。

類(2桁)…(例)第20類

項(4桁)…(例)第20.01項

号(6桁)…(例)第2001.10号

6桁以降は各国別の統計細分であり、日本の場合は3桁で設定。
HS6桁に細分3桁を加えた9桁を統計番号という。

統計番号(9桁)…(例)2001.10-200

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	
2018年4月1日現在	
統計番号 Statistical code	品名 Description
番号 HS code	
20.01	食酢又は酢醤料より調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
2001.10	きゅうり及びガーキン
100	1 砂糖を加えたもの
200	2 その他のもの
2001.90	その他のもの
	1 砂糖を加えたもの
110	(1)リッパイア、ボボー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビランビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、シャンボ、レンズ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ラジノム、ワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン
120	(2)スイートコーン
130	(3)ヤングコーンコブ
140	(4)その他のもの
	2 その他のもの
210	(1)リッパイア、ボボー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビランビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、シャンボ、レンズ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ラジノム、ワーサップ及びレイシ

“EPA特恵税率が設定されていること”の確認

手順2 EPA特恵税率の確認

設定されていない品目があることに注意！！

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

2018年4月1日現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate							
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia
20.01	食酢又は醸酢により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分								
2001.10	きゅうり及びカーキン								
	1 砂糖を加えたもの	15%		(15%)	12%	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの	12%		(12%)	9%	無税	無税	無税	無税
2001.90	その他のもの								
	1 砂糖を加えたもの								
110	(1)りんご、ボニー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビランビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャングボ、レンズ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、バッショジョフリーツ、ランソム、サーワップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	10%		7.5%	3.8%	無税	無税	無税	無税
120	(2)スイートコーン	17.5%		10.5%		無税	無税		無税
130	(3)ヤングコーンコブ	28%		16.8%		無税	4.2%		3.2%
140	(4)その他のもの	15%		(15%)	12%	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの								
210	(1)りんご、ボニー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビランビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャングボ、レンズ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、バッショジョフリーツ、ランソム、サーワップ及びレイシ	10%		6%	3%	無税	無税	無税	無税

物品を日本に輸入する場合のEPA特恵税率は、税関のウェブサイトの「実行関税率表」で調べることができます。 (税関ウェブサイト 実行関税率表)

<http://www.customs.go.jp/tariff/>

3つの原産品

日タイ協定 第28条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの产品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される产品であって、2に定めるもの
- (b) 当該締約国の**原産材料**のみから当該締約国において完全に生産される产品
- (c) **非原産材料**をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される产品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

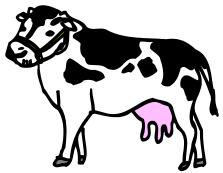
完全生産品

原産材料のみから生産される产品

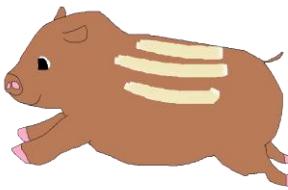
実質的変更基準を満たす产品

(a) 完全生産品

日タイEPA第28条2



(a) 生きている動物であって、
タイにおいて生まれ、かつ、
成育されたもの
(家畜等)



(b) タイにおいて狩猟、わな
かけ、漁ろう、採集又は捕獲
により得られる動物
(捕獲野生動物等)



(c) タイにおいて生きている
動物から得られる产品
(牛乳、卵等)



(d) タイにおいて収穫され、
採取され、又は採集される
植物及び植物性生産品
(切り花等)

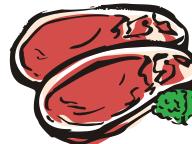


(e) タイにおいて抽出され、
又は得られる鉱物その他の
天然の物質
(原油等)



(f) タイの船舶(定義あり)によ
り、タイ及び日本の領海外の
海から得られる水産物その他の
の产品
(公海で捕獲した魚等)

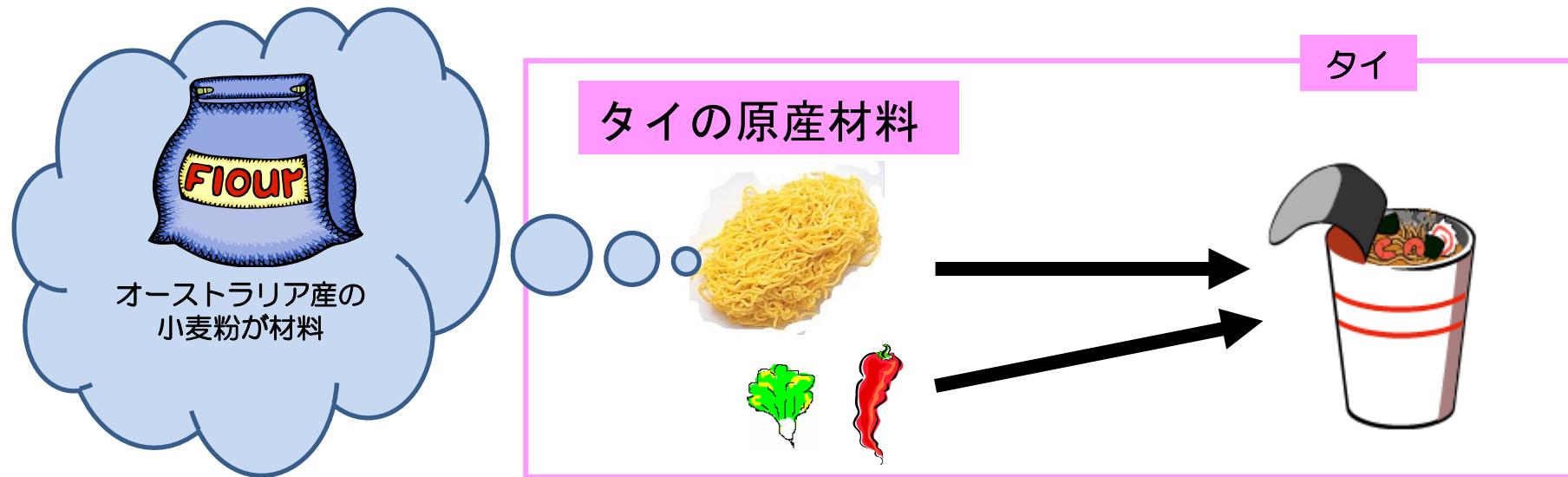
(g)～(k) 略



(l) タイにおいて(a)から(k)
までに規定する产品のみから
得られ、又は生産される产品
**((a)に該当する牛を屠殺し
て得られた牛肉等)**

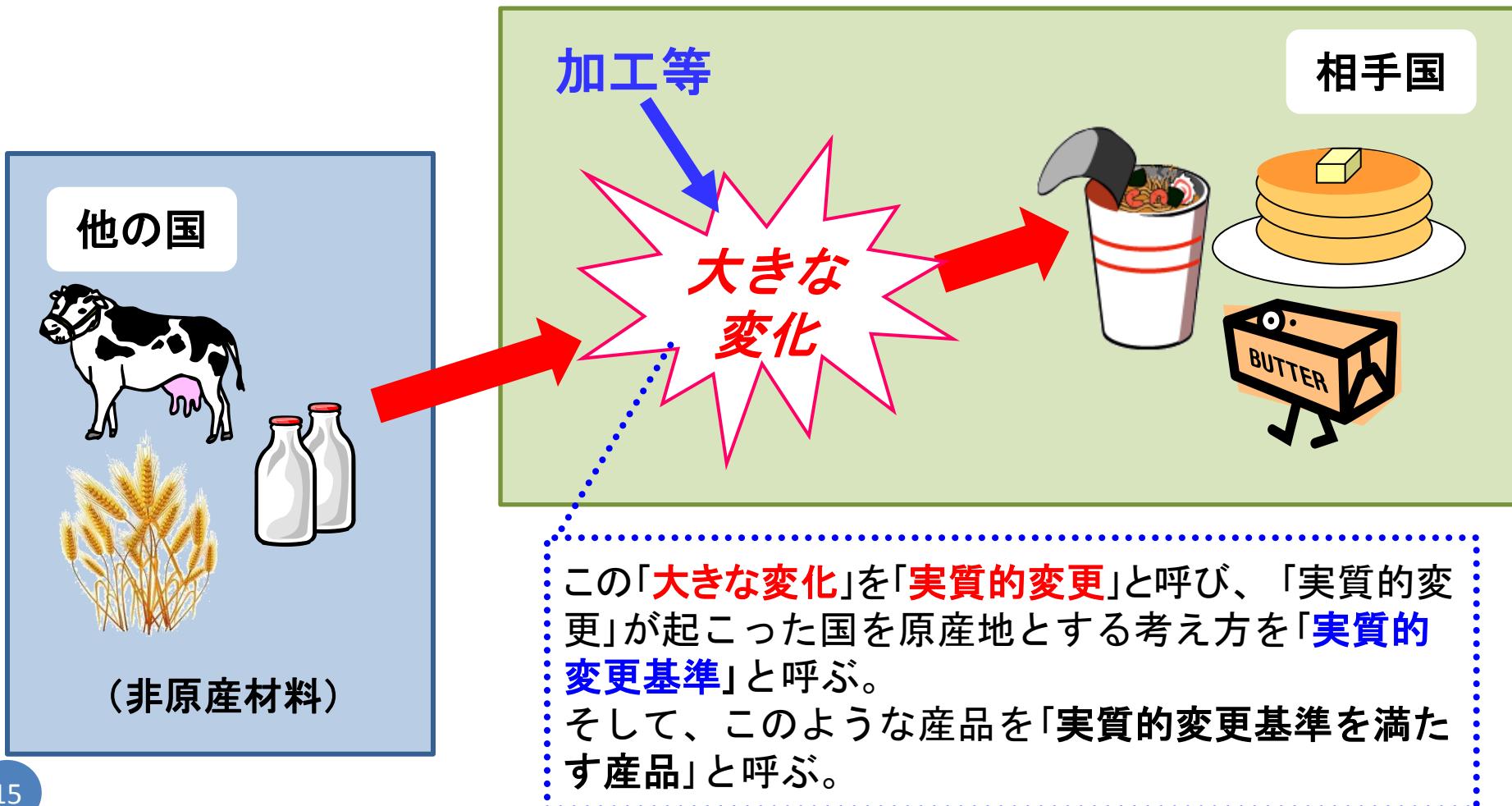
(b) 原産材料のみから生産される产品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1カ国で生産・製造が完結しているように見えるが、原産材料の材料に他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの



(c) 実質的変更基準を満たす產品

他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化」を伴う加工が行われ製造された物品。



2. 原産品に関する原則的規定 (3) 3つの原産品

3つの原産品の違い

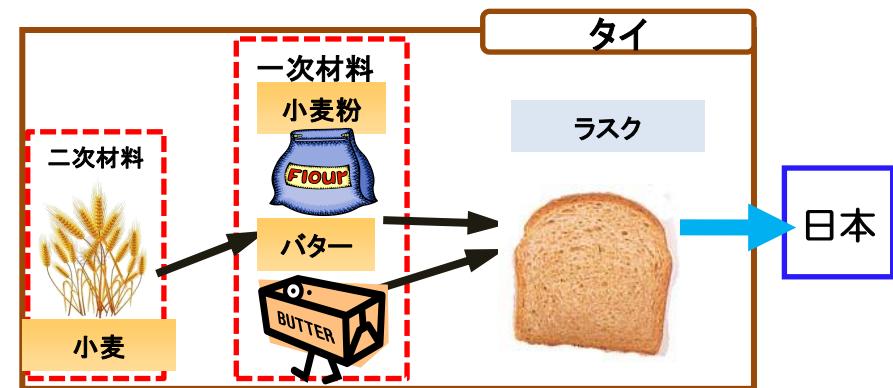
(a) 完全生産品

材料をどこまで遡っても原産材料のみ

タイプ1: 農水産品、鉱業品の一次産品

タイプ2: くず、廃棄物やそれらから回収される物品

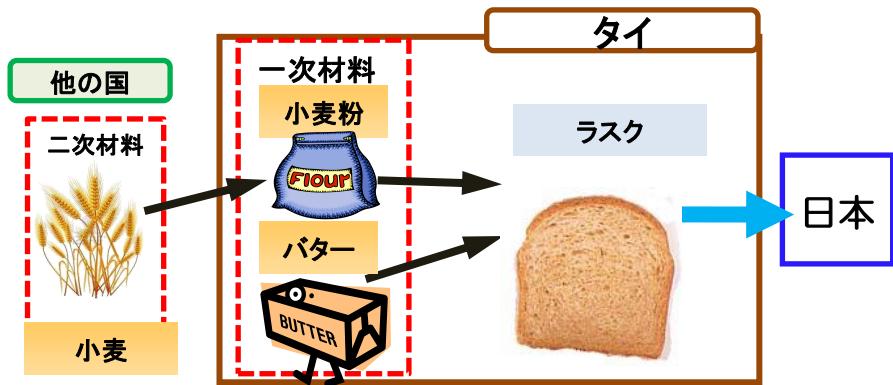
タイプ3: 完全生産品のみから生産される物品



(b) 原産材料のみから生産される产品

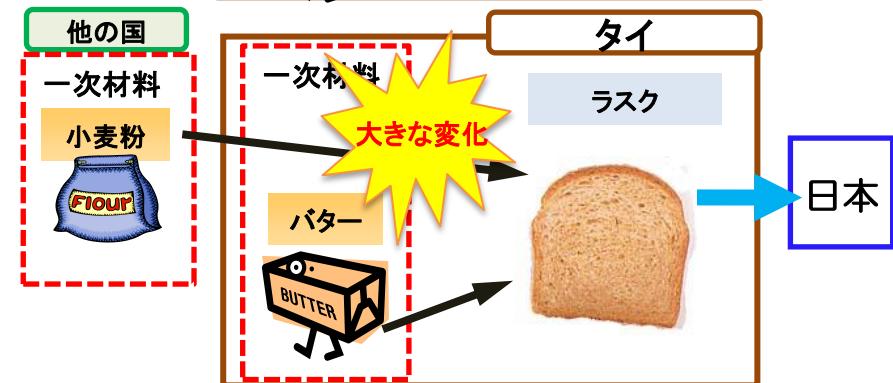
材料の材料(二次材料)のうち、少なくとも一つは非原産材料

(参考)(b)の概念はEPA(日インドEPA除く)のみであり、GSPでは(c)に含まれる。



(c) 実質的変更基準を満たす产品

材料(一次材料)のうち、少なくとも一つは非原産材料



(注)バターについては、どこまで遡っても原産材料のみとする。

実質的変更基準の種類

- **関税分類変更基準**

すべての非原産材料と產品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準

- **付加価値基準**

付加された価値が、ある基準以上であれば、実質的変更があったとする基準

- **加工工程基準**

非原産材料に特定の加工工程がほどこされれば、実質的変更があつたとする基準

⇒これらの基準は、「品目別規則」に規定されている。

品目別規則

非原産材料が使用されている产品について、その国
の原産品として認められるために必要なルール(※)を
HS番号毎、EPA毎に定められたもの(例えば、日ア
セアンEPA附属書2)。
なお、形式はEPA毎に異なっている。

※関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準のこと

※日アセアンEPA品目別規則に
記載される略号の例

CC(Change of Chapter)
→2桁(類)の変更

CTH(Change of Tariff Heading)
→4桁(項)の変更

CTSH(Change of Tariff Subheading)
→6桁(号)の変更

日アセアンEPA	第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理を した野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
CC	CC (第七類又は第八類 からの変更を除く。)

一般ルール

品目別規則に規定のない產品は、協定本体に規定された共通するルールを適用する。

	一般特恵	日アセアンEPA 日イスイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般ルール	他の項の材料からの変更 <u>又は</u> 付加価値40%以上	他の項の材料からの変更 <u>又は</u> 付加価値40%以上	他の号の材料からの変更 <u>及び</u> 付加価値35%以上	全ての產品について品目別規則が規定されているため一般ルールは存在しない

累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイEPA 第29条 累積

产品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該产品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

日タイEPA品目別規則 第20類(野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品)

2009.11

2009.49

第2009.11号から第2009.49号までの各号の产品への他の類の材料からの変更
(第8類の材料からの変更を除く。)

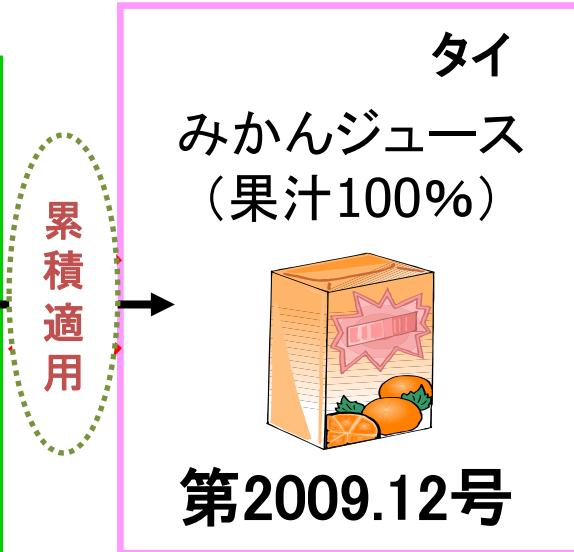
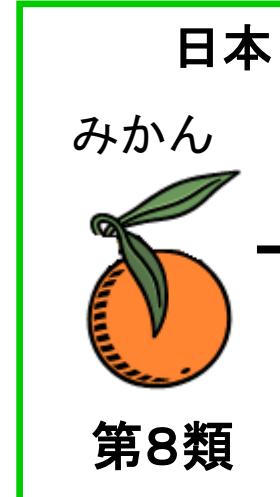
非原産材料のみかん (第8類) が品目別規則を満たしていないことから、产品はタイの原産品とは認められない。

しかし…

みかんが 日本の原産品 の場合、累積の考え方を適用して、产品は日タイEPA上のタイの原産品と認めることが可能。

タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。

※原産地証明書に「ACU」の記載が必要



2. 原産品に関する原則的規定 (4) 原産品に関する救済的規定

僅少の非原産材料

基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

日タイEPA 第30条 僅少の非原産材料

附属書2に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の產品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該產品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、**当該非原産材料が当該產品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。**

日タイEPA品目別規則 第1節 一般的注釈(f)

第30条に規定する特定の割合であって、產品の生産に使用される非原産材料(関連する關稅分類の変更が行われないものに限る。)の価額の総額又は総重量に関するものは次のとおりとする。

(i) 統一システムの第19類から24類までの各類に規定する產品については、当該產品の価額の7パーセント

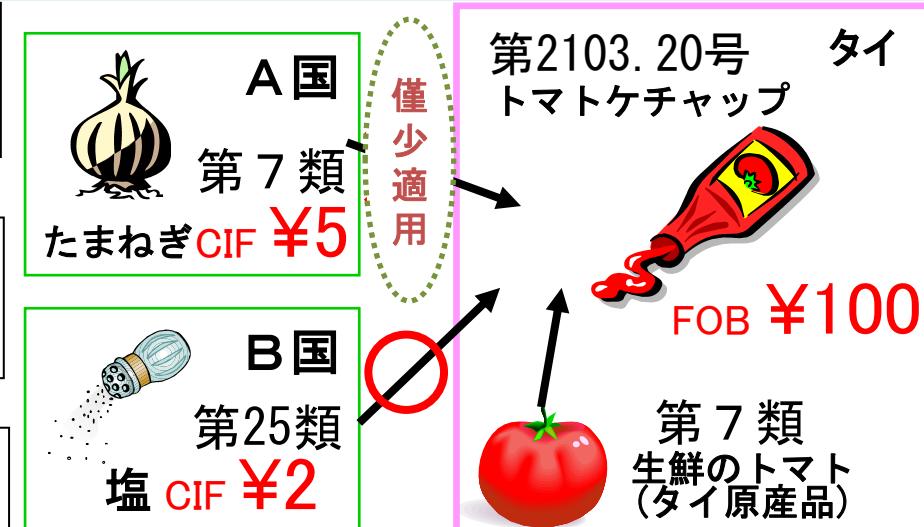
日タイEPA品目別規則 第21類 (各種の調製食料品)

2103.20 第2103.20号の產品への他の類の材料からの変更(第7類又は第20類の材料からの変更を除く。)

非原産材料のたまねぎ **(第7類)** が品目別規則を満たしていないことから、產品はタイの原産品と認められない。

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の **5%**
← **日タイEPAの場合、7%以下なら僅少の非原産材料の規定が適用可能**

たまねぎは規則を考慮しないこととなり、產品は日タイEPA上のタイの原産品と認めることが可能となる。



※原産地証明書に「DMI」の記載が必要

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類
日シンガポール													产品のFOB価額の7%以下		
日メキシコ	产品の取引価額 の10%以下(※)	×		产品の取引価額の10%以下(※)		×				产品の取引価額の10%以下(※)					
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン															
日チリ								×			2008.92: 产品のFOB価 額の10%以下 2008.92以 外:产品のFOB 価額の7%以下	产品のFOB 価額の7%以下			×
日タイ					×								产品のFOB価額の7%以下		
日アセアン包括			×			产品のFOB価 額の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 产品のFOB価 額の10%以下		产品のFOB価額の 10%以下	2103.90: 产品のFOB 価額の7%以下	产品のFOB価額の 10%以下			×
日スイス								1803.10, 1803.20, 1805.00: 产品のFOB価 額の10%以下							
日ベトナム		×	0901.21, 0901.22: 产品のFOB価 額の10%以下		×	产品のFOB価 額の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 产品のFOB価 額の10%以下		产品のFOB価額の 10%以下	2103.90: 产品のFOB 価額の7%以下	产品のFOB価額の 10%以下			×
日インド						产品的 FOB价 额的7% 以下		1604.20, 1605.20, 1605.90: ×		产品的 FOB价 额的7% 以下	2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: ×	2207.10, 2207.20: ×		产品的 FOB价 额的7% 以下	
日ペルー	产品的 FOB价 额的10% 以下(※)	×		产品的 FOB价 额的10% 以下(※)			×			产品的 FOB价 额的10% 以下(※)					
日オーストラリア								产品的 FOB价 额的10% 以下(※)							
日モンゴル								产品的 FOB价 额的10% 以下(※)							

*適用にあたっては条件が設定されているため、協定の関係する条文及び品目別規則を確認のこと

3. 食品にみられる規則

- (1) アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール**
- (2) 日インドEPAにおける農水產品の規則**

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

①ココア粉(第18.05項)

日シンガポールEPA 第18.05項 品目別規則

第18.05項又は第18.06項の产品への他の項の材料からの変更(非原産材料である**第18.01項の力
カオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取
され、又は採集される場合に限る。)**)

- 品目別規則を満たす例



- 原產品と認められない例



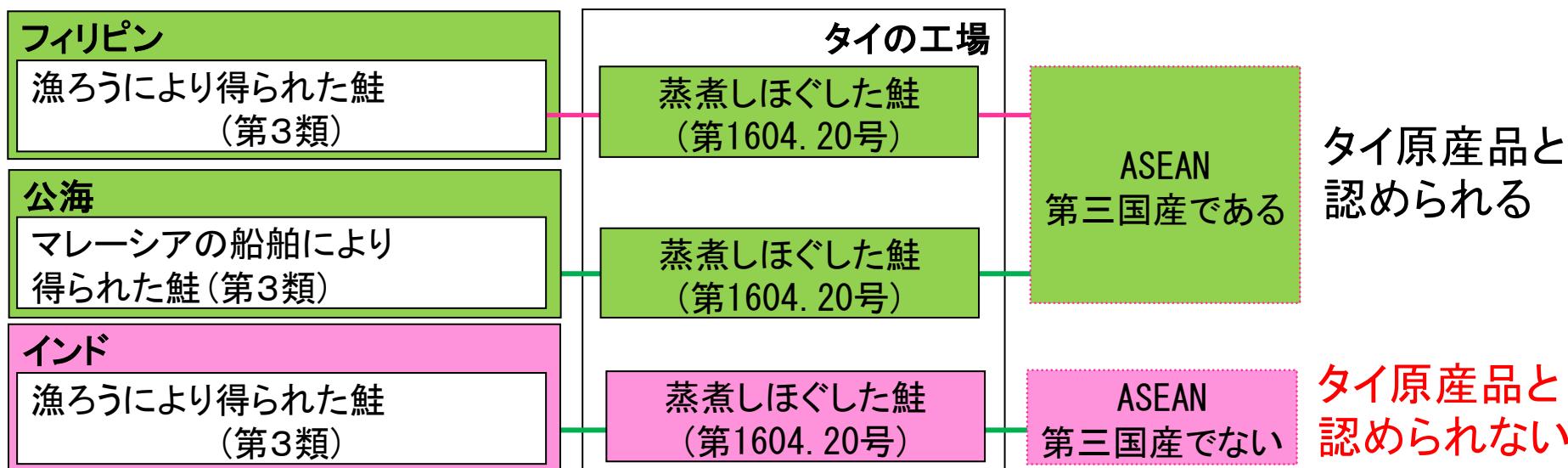
→ アセアン加盟国産以外のカカオ豆(アフリカ産)を使用した場合、
日シンガポールEPA税率は適用できない。

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

②鮭フレーク(第1604.20号)

日タイEPA 第1604.20号 品目別規則

第1604.20号の產品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれが**東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国領海に属しない海から得られる**場合に限る。)



→ アセアン加盟国産以外の魚(第3類)を使用した場合は、日タイEPA 税率は適用できない。

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール等の比較対照表

HS番号	シンガポール	マレーシア	タイ	フィリピン	ブルネイ	インドネシア	ベトナム
第4類	—	—	—	—	○	—	—
第7類	—	—	○	—	—	—	—
第11類	—	—	—	—	○	—	—
第16類	○	○	○	—	○	—	—
第17類	—	—	—	—	○	—	—
第18—20類	○	○	○	○	○	—	—
第29類	—	—	—	—	○	—	—

(注)○印は対応する類に規則が存在することを表すだけであってその類のすべてが該当するものでない。

日インドEPAにおける農水産品の規則

日インドEPA 第03.01項-第03.07項 品目別規則

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において**完全に得られるものであること**

日インドEPAでは、農水産品（及び繊維製品）の品目別規則の多くは、加工工程基準で規定されている。

- ➡ 同様の規則が第1類から第25類、第29類、第35類、第38類、第50類から第53類の一部の品目に規定されている。
- ➡ 上記品目のうち、第1類から第14類のすべての品目、第16類、第21類、第22類、第25類、第50類から第53類の一部品目について
は、僅少の非原産材料の枠も存在しないため、少しでも非原産材料が使用されている場合は、產品は原產品と認められない。

4. 原産地規則の手続的規定

(1) 積送基準

(2) 税関における手続き

再掲

特恵税率適用のための条件

① 輸入される产品に関し、特恵税率が設定されていること

② 生産された貨物が、「原产品」であると認められること

(=原产地基準を満たしていること)

→ この原产地基準を満たしていることを証明する書類が「原产地證明書」等

③ 必要な手続きを行なうこと

- 税関に対して原産国や特恵税率を申告
- 添付書類として原产地證明書等及び(必要に応じ)運送要件證明書を提出

(=手續要件を満たしていること)

運送の途上で「原产品」という資格を失っていないこと

(=積送基準を満たしていること)

→ この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「運送要件證明書」(通し船荷証券の写し等)

マレーシア

シンガポール



日本

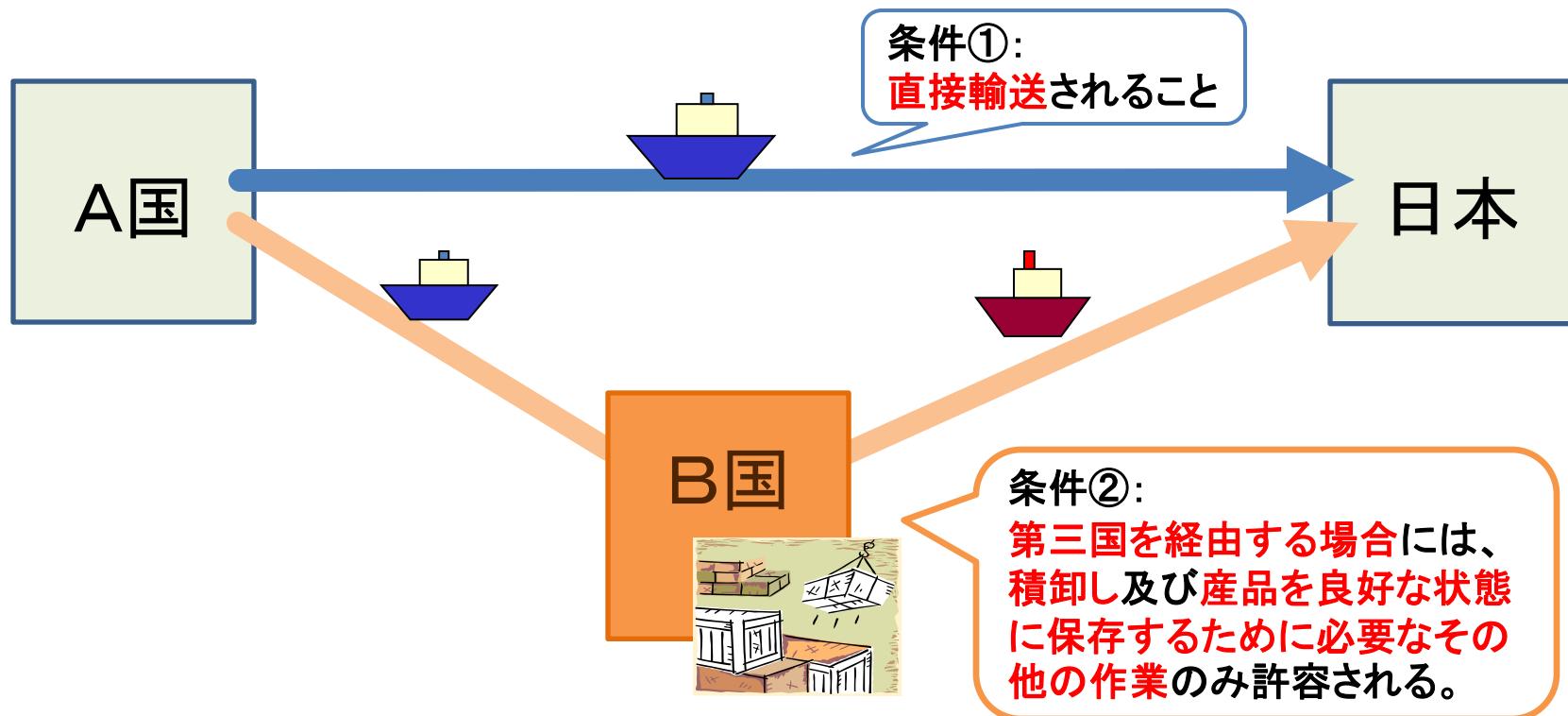
税 関

積送基準

積送基準とは

⇒ 貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準

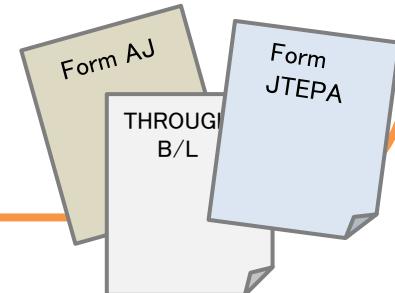
以下のいずれかの条件を満たす場合、产品は原産品としての資格を保持する



税関における手続き

特恵適用のための手続要件

- ✓ 原産地基準を満たした原産品であることを証明した又は申告する書類を提出すること
- ✓ 積送基準を満たしていることを証明した書類を提出すること
(第三国を経由して運送された場合)



◆原産地基準を満たしていることの証明

① 第三者証明制度に基づく原産地証明書

- 商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書
([全てのEPA](#)で採用)

② 自己申告制度に基づく原産品申告書等

- 輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書等
([日オーストラリアEPA](#)で①と共に採用)

③ 認定輸出者による原産地申告

- 輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
([日スイスEPA](#)、[日ペルーEPA](#)、[改正日メキシコEPA](#)で①と共に採用)

それぞれのEPA原産地証明書における必要的記載事項

1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者の名称、住所、国名	Certification No. AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP	Number of page /	
2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: 輸入者の名称、住所、国名 「遅延発給」の場合、第3欄に船積日を記入。	CERTIFICATE OF ORIGIN Form VJ Issued in Vietnam		
3. Transport details (means and route)(if known): 輸送の手段及び経路（分かる範囲で）	積出港、積替港、荷卸港、船名又は フライト番号を分かれる範囲で記入。		
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of goods: それぞれの產品ごとの品番（必要に応じて）、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS番号、品名 品目別規則に特定の品名が記載されているものについては、当該特定の品名を記入。 (例えば、第0910.99号のうちカレー、第1515.90号のうち桐油及びその分別物など) HS第50類から第63類までの各類の產品については、以下の事項を記入。 ・他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国に材料 ・当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業 ・当該他方の締約国又は当該第三国の国名 (当該材料が產品の生産に使用された場合に限る。)	5. Preference criteria 特恵基準 下記①～③の カタゴリーの いずれか1つ を必ず記入。 ① "WO" ② "CTH"、 "LVC"、 "CTC"、 "SP" のうち 適切なもの ③ "PE"	6. Weight or other quantity 重量又はその他の数量 記入は必須。 重量は、 グラス/ネットのいずれでも可。	7. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付 原則として日本への輸入に用いられるインボイスの番号、日付。 ○原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合：第8欄に「商品は第三国でインボイスが発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ○原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合：第7欄に輸出者のインボイスの番号及び日付、第8欄に「第三国で発行される別のインボイスが使用される」旨並びに当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入し、輸入者は税關に取扱關係が判明するような資料を提出。
「再発給」された原産地証明書の有效期間は、 当初の原産地証明書の発給日から1年間。	必要に応じ、DMJ(第28条: 優先の 非原産材料)、ACU(第29条: 累積)、 IIM(第35条: 同一の又は交換可能 な材料)、を追記。		
8. Remarks: 原産地証明書が遅延発給される場合には、発給当周により、「ISSUED RETROACTIVELY」と記入される。 紛失等の理由により原産地証明書が再発給される場合には、以下のとおり。(①又は②のいずれでも可) ① 新規の番号付与した新しい原産地証明書を発給: 第8欄に当時の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。当時の原産地証明書は無効となる。 ② 当初の原産地証明書の「真正な事」を発給: 第8欄に「CERTIFIED TRUE COPY」を記入。当時の原産地証明書の発給日の記載も必要。			
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____	10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.		
Place and Date: _____ 原産国(の国名を記入)_____	Competent governmental authority or Designee office: 輸出締約国のある当局又は指定団体による記入。 Stamp _____ Place and Date: _____ Name (printed): _____ Signature: _____ ゴム印は不可		
Name (printed): _____ Signature: _____ Company: _____	Stamp (原則として船積日を含めその日から3日以内 ⇒それより後の発給を遅延として扱う。) • 押印(手押し又は印影の形状の印字) • 署名(自署又は署名の形状の印字)		

- 現在、我が国が締結しているEPA(15本)上の原産地証明書における必要的記載事項
- 記載に不備のない原産地証明書を用意することが大原則
- 税関ウェブサイトに掲載

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>



ORIGINAL

タイ発給の日タイEPA原産地証明書

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND		Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country)	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN		1	
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU		4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"	
5. Item number 1.	6. Marks and numbers of packages NO MARK	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) 1,000CTNS TOMATO KETCHUP	8. Origin criterion (see Notes Overleaf) "PS"
		9. Gross weight or other quantity 20,000 kg.	10. Number and date of invoice ZP001 January 19,2011
		3	2
		HS CODE:2103.20 "DMI"	
11. Declaration by the exporter <p>The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country)</p>		12. Certification <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p>	
CHIANGMAI January 19 ,2011 Place and date, signature of authorized signatory		CHIANGMAI 登録印影 登録署名 January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of authorized signatory	
No. 0000000			

① 真正性に係る項目

- 様式
- 印影・署名
- 有効期間・遡及発給の記載
- 修正・再発給の記載 等

② 同一性に係る項目

- 品名、数量等
- インボイス番号、輸出入者名
- 特別な品目・説明の記載 等

③ 原産性に係る項目

- HOS番号
- 特恵基準 等

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名			アセアン包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペル	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一般特恵	
完全生産品			WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P	
原産材料からなる产品			PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁	
実質的変更基準を満たす產品	一般ルールを満たす產品	HSコード4桁変更	CTH	B	—	—	—	—	—	—	CTH	—	—	—	—	W+HS4桁	
		付加価値基準	RVC		—	—	—	—	—	—	LVC	—	—	—	—	—	
	品目別規則を満たす產品	関税分類変更基準	CTC	B	C	PSR	PS	C	C	C	CTC	(c)	C	C	C	W+HS4桁	
		付加価値基準	RVC	B	C	PSR	PS	C	C	C	LVC	(c)	C	C	C	W+HS4桁	
		加工工程基準	SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	W+HS4桁	
その他 (D:各協定の条文を満たす产品、TPL:繊維製品に 係る「適性証明書」が必要)			—	—	—	—	—	D	—	—	—	—	—	D	TPL	—	—
適用する場合記載	累積			ACU	ACU	ACU	— ※2	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	—
	僅少の非原産材料			DMI	DMI	DMI	— ※2	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	—
	代替性のある产品及び材料			—	FGM	FGM	— ※2	—	FGM	FGM	FGM	IIM	—	FGM	FGM	—	—

※1 日インドEPAの一般ルールはHS6桁変更 ※2 記載は必要だが、記号は定められていない。

(注) 日シンガポールEPA、日イスイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

(日オーストラリアEPAの)自己申告制度に基づく原産品申告書

- ◆ 輸入者が作成する場合には日本語での作成が可能。
- ◆ 通関業者が代理で作成することも可能。
- ◆ 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略可能。

<原産品申告書の記載例>

原 産 品 申 告 書 (経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)			
税関様式C 第5292号			
1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 オーストラリアワイン㈱ OOO Burgess Crescent Belhus WA 6000			
No.	2. 產品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、 仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号 (6 桁、 HS 2012)	4. 適用する原産性の基準 (WO、 PE、 PSR) 適用するその他の原産性の基準 (DMI、 ACU)
1	ワイン (750ml) 1,000 カートン、4,500L、AB No. 1~1000 仕入書番号・日付 : No. AB00001、2015.12.1 B/L (船荷証券) : No. AB00001	第 2204. 21 号	PSR
5. その他の特記事項			
<input type="checkbox"/> 第三国インボイス 6. 以上のとおり、2. に記載する產品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。			
作成年月日 <u>2015.12.5</u>		印又は署名	
作成者の氏名又は名称 <u>税関商事(株)</u>		印又は署名	
作成者の住所又は居所 <u>東京都江東区青海 2-7-11</u>		印又は署名	
代理人の氏名又は名称 <u>財務ロジスティクス(株)</u>		印又は署名	
代理人の住所又は居所 <u>東京都千代田区霞が関 3-1-1</u>		印又は署名	
本原産品申告書の作成者 (<input checked="" type="checkbox"/> 輸入者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 生産者)			
WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される产品、PSR: 實質的変更基準を満たす产品、DMI: 僅少の非原産材料、 ACU: 累積			

(1) 必要的記載事項

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・產品の概要(品名及び関税分類番号(HS2012年版)、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準)
- ・仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)
- ・本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式、使用言語等

- ・税関様式C-5292を使用。(任意の様式の使用也可)
- ・日本語又は英語により作成。
- ・作成の日から1年間有効
- ・1回の輸入に適用。

(参照規定) 協定第3・16条、実施取極第2・3条
関税法基本通達68-5-11の3

4. 原産地規則の手続的規定 (2) 税関における手続き (日オーストラリアEPAの)原産品であることを明らかにする書類

① 原産品申告明細書

- ◆ 明細書は輸入者が作成(通関業者が代理で作成することも可能)。
- ◆ 明細書に必要事項を記載し、これに明細書に記載された説明内容を確認できる書類を添付し提出

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式 C 第 5293 号

原産品申告明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における產品の番号 [1]	3. 產品の関税分類番号 第 2204. 21 号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> CTC · <input type="checkbox"/> VA · <input type="checkbox"/> SP · <input type="checkbox"/> DMI · <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記 4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう (カベルネソービニヨン) (第 08.06 項) : 豪州ピクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第 08.06 項) : 豪州ピクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ③ぶどう (シラー) (第 08.06 項) : 豪州クイーンズランド州○○農場で収穫したもの (原産材料) ④酸化防止剤 (第 28.32 項) : 米国より輸入したもの (非原産材料) <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則 (第 2204.21 号) は、「類変更 (第 8 類及び第 20 類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の総部品表 (材料一覧表) によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事 (株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) 印又は署名 財務ロジスティクス (株) 東京都千代田区霞が関 3-1-1 (規格 A-4) 作成 2015 年 12 月 5 日	

(1) 記載事項

- ・仕入書の番号及び日付
- ・原産品申告書における產品の番号
- ・產品の関税分類番号(HS2012年版)
- ・適用する原産性の基準
- ・適用した原産性の基準を満たすことの説明

→次頁参照

- ・当該説明に係る証拠書類の保有者等
- ・明細書の作成者の情報と共に、当該者の印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式及び使用言語

- ・税関様式C-5293を使用。
- ・日本語により作成。

(参照規定) 協定第3・17条2(c)
関税法基本通達68-5-11の4

4. 原産地規則の手続的規定 (2) 税関における手続き (日オーストラリアEPAの)原産品であることを明らかにする書類

② 関係書類

- ◆ 明細書中の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」は、輸入される貨物や使用される原産地基準によって異なるが、以下のような資料に基づいて原産性を満たしている事実を記載し、関係書類を添付する。

【完全生産品の場合】

產品が豪州において完全に得られた產品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

【原産材料のみから生産された產品の場合】

すべての一次材料(※)が豪州の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

(※)一次材料：產品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

【実質的変更基準を満たす產品の場合】

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

產品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

明細書に添付する書類(例)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表（材料一覧表）

品名：ワイン (750ml)

品番：〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソーピニヨン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
合計					

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4(2)ロ

(認定輸出者による)原産地申告

輸出国発給当局が認定した輸出者が、インボイス等の商業書類に特定の原産地申告文を記載することで作成した原産地申告を輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度。(関税法基本通達 68-5-11の2)

日スイスEPA

“The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (產品の原產地(Switzerland)) preferential origin.“

日メキシコEPA

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Mexico-Japan EPA.”

日ペルーEPA

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (產品の原產地(Peru)) preferential origin under Peru-Japan EPA.

(場所及び日付*)”

原則これらの文言通りに記載されていること。
手書きは不可。また英語で記載されていること。

(*)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

証明書類の提出時期等

原則

- 原産地証明書等(原産地証明書、原産品申告書等、原産地申告)
- 運送要件証明書(通し船荷証券の写し、積替国税関等の権限を有する官公署が発給した証明書 等)

を輸入申告時に提出すること

(EPA: 関税法施行令第61条第4項及び第8項)

(GSP: 関税暫定措置法施行令第28条及び第31条第3項)

例外

【提出免除】 提出を免除するのみ。実際に規則を満たしていることが必要！

- 課税価格の総額が20万円以下の貨物
- 税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品
(GSPのみ物品の指定あり)

【提出猶予】

下記のいずれかの場合、原則として2か月以内で適当な期間、原産地証明書等の提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 許可前引取(BP)を行う場合

(EPA: 関税法基本通達68-5-15, 16)

(GSP: 関税暫定措置法基本通達8の2-7, 9)

【有効期限】

- 原産地証明書: 発給日から1年間
- 原産品申告書: 作成日から1年間
- 原産地申告: 作成日から1年間

(関税法施行令第61条第5項)

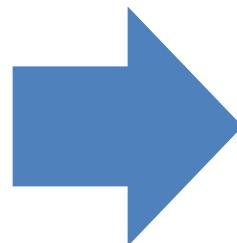
5. 原産地認定のケーススタディ

- (1) チーズ(日オーストラリアEPA)
- (2) インスタントコーヒー(日タイEPA)
- (3) フルーツミックス(日フィリピンEPA)
(日アセアンEPA)
- (4) シーフードスープ(日アセアンEPA)

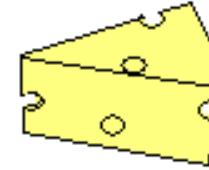
下記の材料を使用し、オーストラリアで生産するチーズ
(HS04.06)は、日オーストラリアEPA上のオーストラリア原産品と
認められるか？

材料

- オーストラリア産
生乳（第04.01項）
食塩（第25.01項）
乳酸菌（第30.02項）
- デンマーク産
レンネット
(第35.07項)

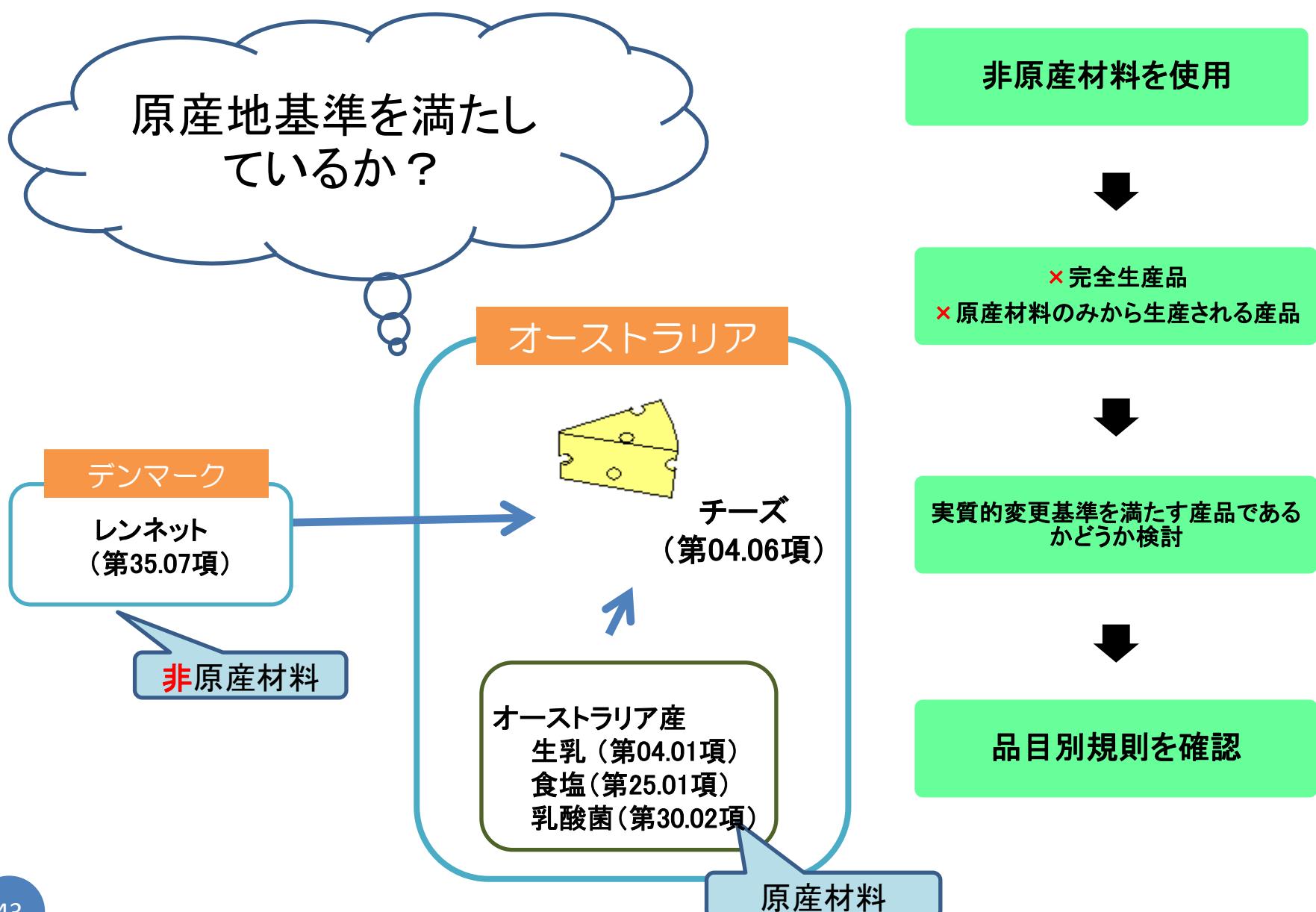


オーストラリア



チーズ
(第04.06項)

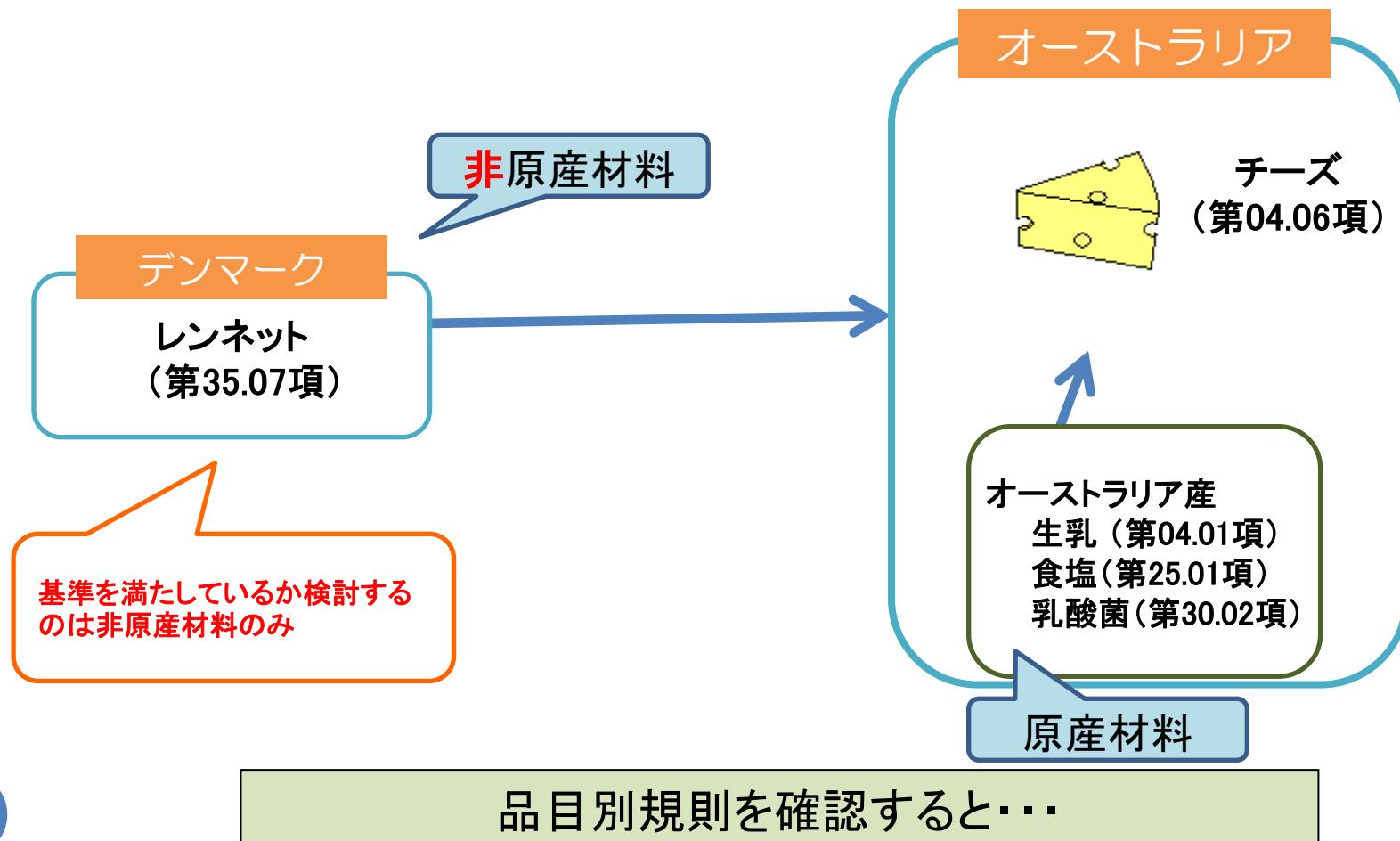
5. 原産地認定のケーススタディ (1) チーズ(日オーストラリアEPA)



5. 原産地認定のケーススタディ (1) チーズ(日オーストラリアEPA)

日オーストラリアEPA第3・4条 非原産材料を使用して生産される產品

- 1 第3・2条(c)の規定の適用上、產品は、附屬書2(品目別規則)に定める適用可能な**品目別規則**に合致する場合には、締約国の原産品とする。
- 2 1の規定の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則は、**非原産材料についてのみ適用**する。



*品目別規則の調べ方について

輸入貨物のHS
番号の箇所を
確認

適用すべき実質的変更基準の
種類が記載されている。

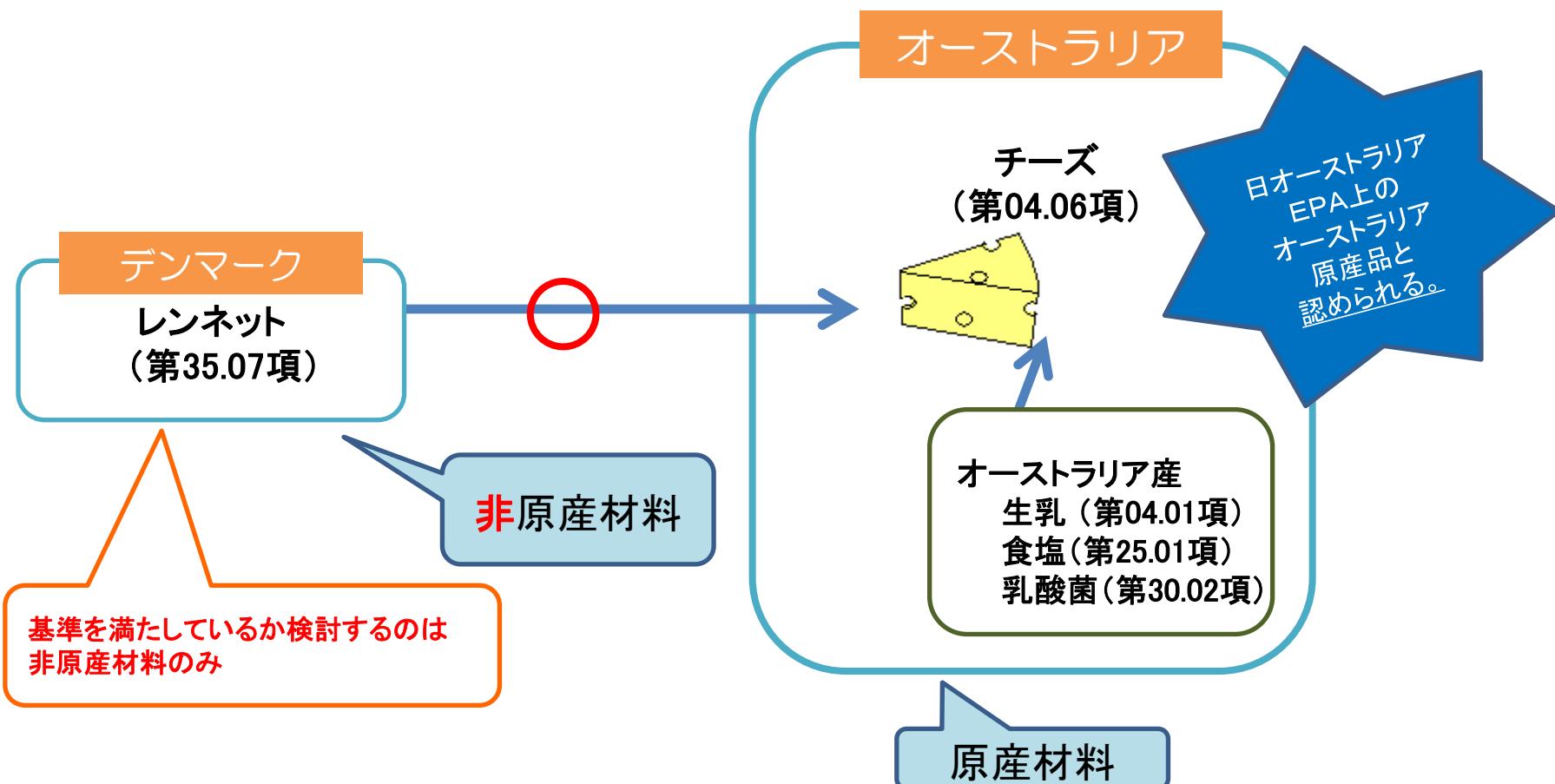
*EPAによっては略号で記載
されている場合がある。略号の
意味については品目別規則の
巻頭に記載の一般的な注釈で確
認できます。

第四類
产品
酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生

日オーストラリアEPA
附屬書二（第三章（原産地規則）関係）品目別規則
(抜粋)

日オーストラリアEPA品目別規則 第4類: CC

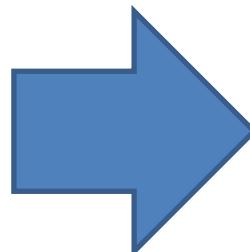
類の変更



タイでインスタントコーヒー(HS2101.12)を生産するが、日タイEPA上のタイ原産品と認められるか？

材料

- タイ産コーヒー豆
(第09.01項)
- グアテマラ産コーヒー豆
(第09.01項)
- 中国産ガラス瓶(容器)
(第70.13項)



タイ



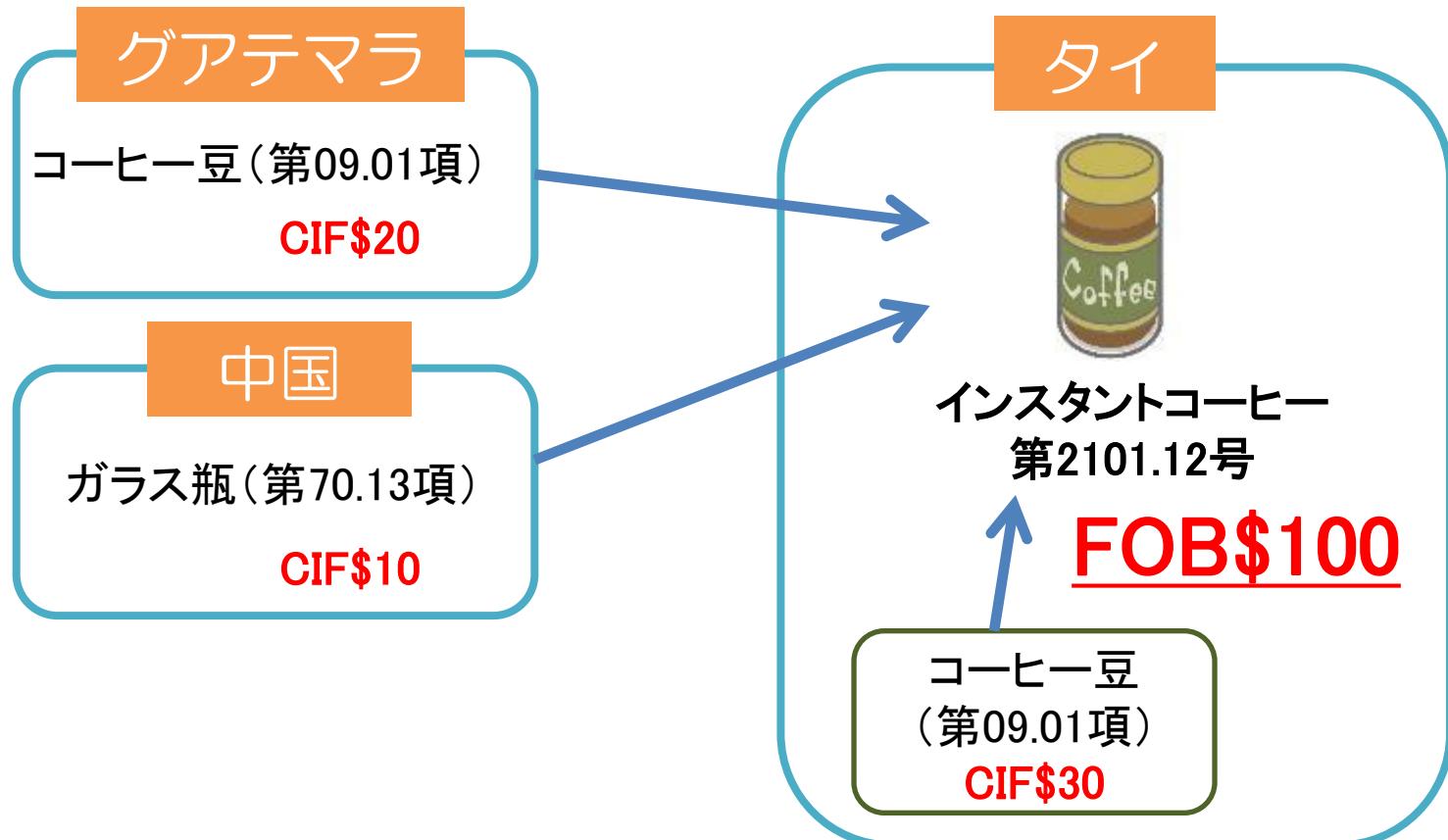
インスタントコーヒー
第2101.12号

5. 原産地認定のケーススタディ (2) インスタントコーヒー(日タイEPA)

どれか1つを満たせばよい。

日タイEPA品目別規則 第2101.12号—第2101.20号：

- ① 第2101.12号若しくは第2101.20号の产品への他の類の材料からの変更又は、
- ② 原産資格割合が40%以上であること
(第2101.12号又は第2101.20号の产品への関税分類の変更を必要としない。)

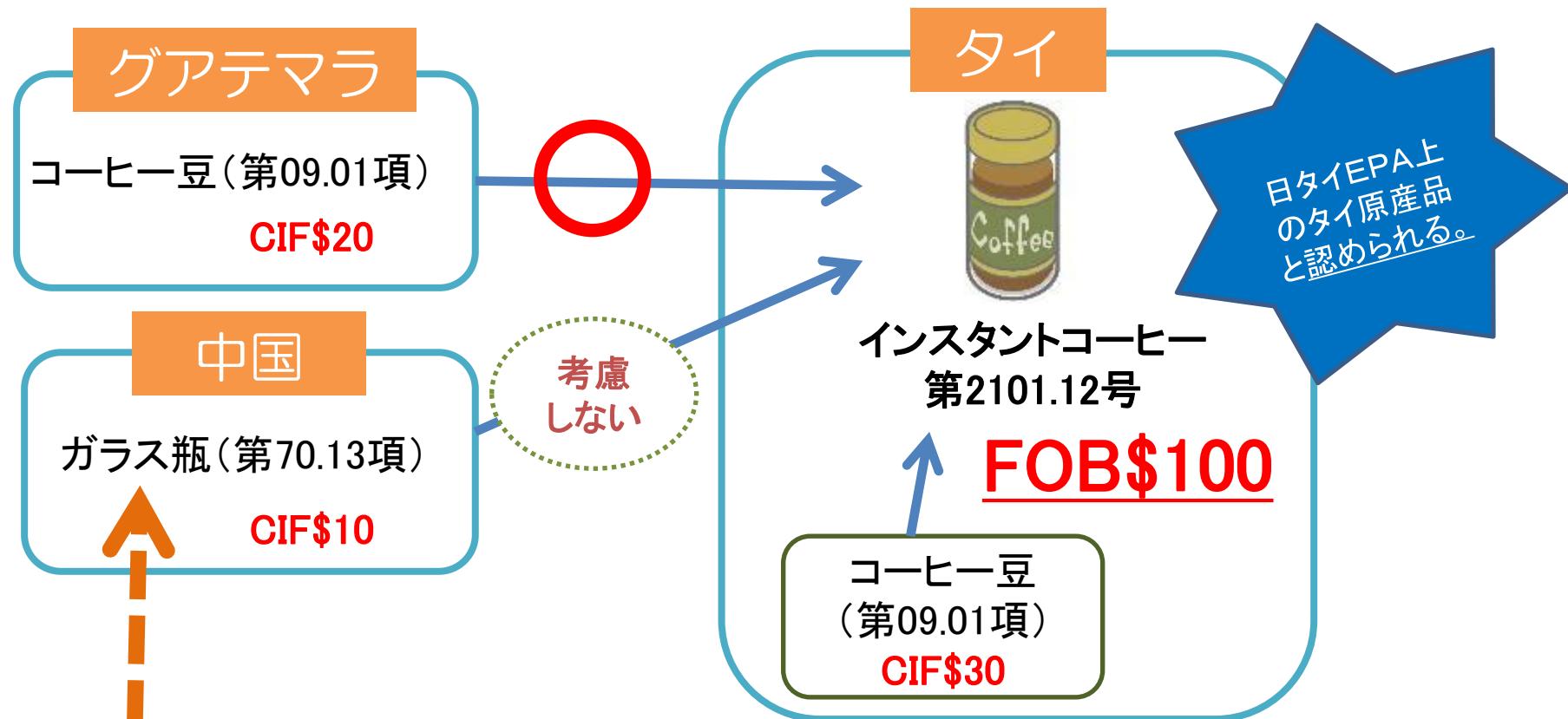


5. 原産地認定のケーススタディ (2) インスタントコーヒー(日タイEPA)

関税分類変更基準

日タイEPA品目別規則 第2101.12号—第2101.20号：

① 第2101.12号若しくは第2101.20号の产品への他の類の材料からの変更又は、



日タイEPA第37条 小売用の包装材料及び包装容器

1 產品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書2に定める関連する**関税分類の変更**又は特定の製造若しくは加工業が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であって、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該產品に含まれるものとして分類されるものについては、**考慮しない**。

5. 原産地認定のケーススタディ (2) インスタントコーヒー(日タイEPA)

日タイEPA品目別規則 第2101.12号—第2101.20号 :

付加価値基準

② 原産資格割合が40%以上であること

(第2101.12号又は第2101.20号の产品への関税分類の変更を必要としない。)

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{產品の価額(FOB)} - \text{非原産材料価額(CIF)}}{\text{產品の価額(FOB)}} \times 100$$

$$\frac{100-(20+10)}{100} = 70\% \geq 40\%$$

第28条 原産品 4(b)
产品的原産資格割合は、次の
計算式により算定する。

グアテマラ

コーヒー豆(第09.01項)

CIF\$20

中国

ガラス瓶(第70.13項)

CIF\$10

タイ



日タイEPA上
のタイ原産品
と認められる。

インスタントコーヒー
第2101.12号

FOB\$100

考慮
する

コーヒー豆
(第09.01項)
CIF\$30

日タイEPA第37条 小売用の包装材料及び包装容器

2 产品が原産資格割合の要件となる場合には、当該产品的原産資格割合を算出するに当たり、当該产品的小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて当該产品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

日タイEPA 第27条 定義

この章の規定の適用上、

(a) ~ (k) (省略)

(l) 「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、產品を輸送中に保護するために使用される產品であって、**第37条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のもの**をいう。

(m) ~ (n) (省略)

第38条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

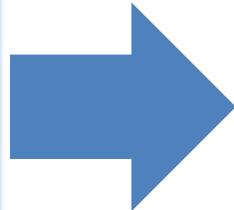
(a) 產品の生産に使用されたすべての非原產材料について附属書2に定める関連する**関税分類の変更**又は特定の製造若しくは加工業が行われたか否かを決定するに当たって**考慮しない**。

(b) 產品の**原產資格割合を算定**するに当たって**考慮しない**。

フィリピンでフルーツミックス(HS2008.97)を生産するが、日菲リピンEPA・日アセアンEPA上のフィリピン原産品と認められるか？

材料

- フィリピン産パイナップル
(第08.04項)
- フィリピン産パパイヤ
(第08.07項)
- フィリピン産ナタデココ
(第21.06項)
- フィリピン産水
(第22.01項)
- イタリア産さくらんぼ
(第08.09項)
- タイ産砂糖
(第17.01項)
- 中国産くえん酸
(第29.18項)



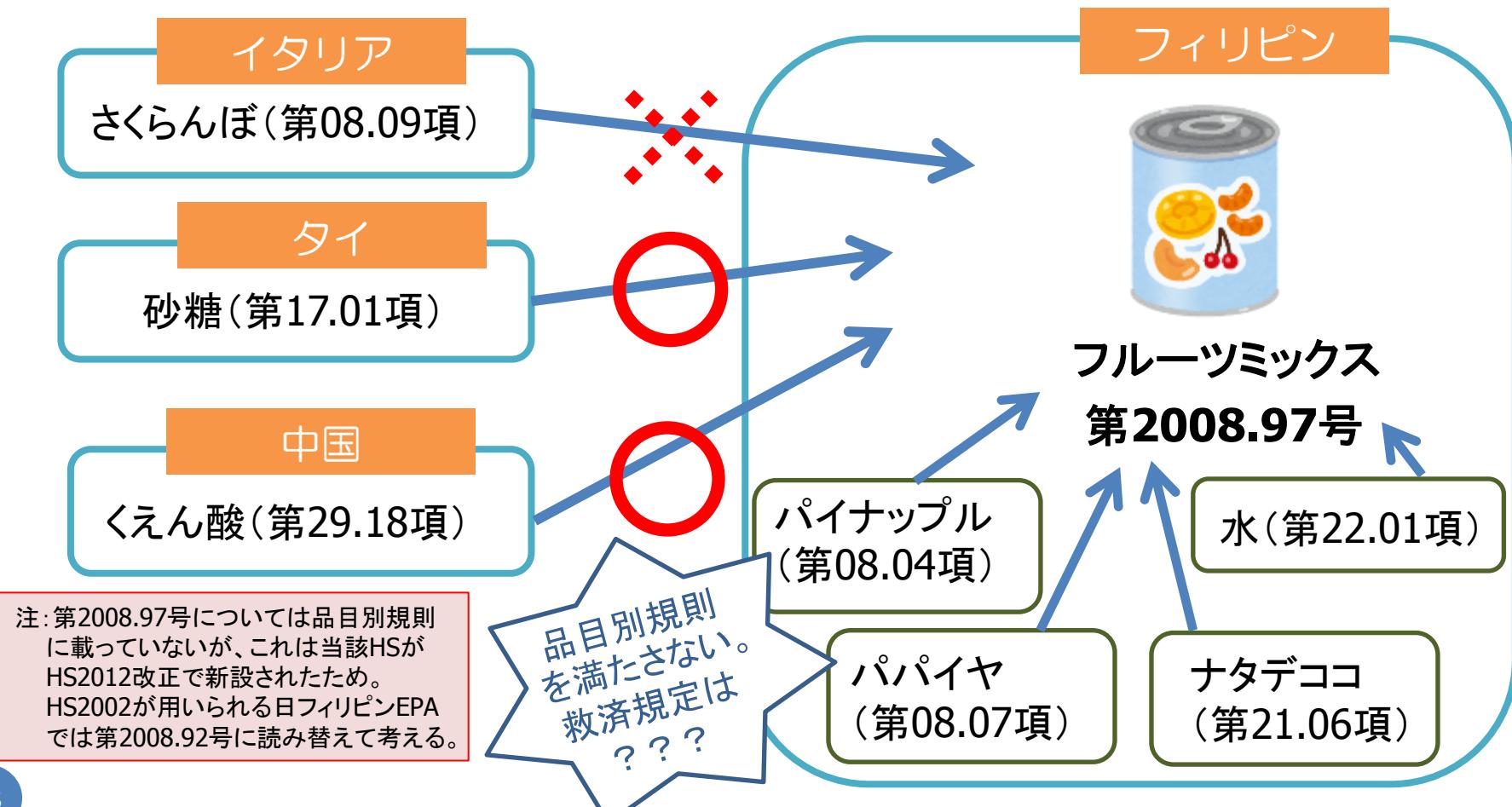
フィリピン



フルーツミックス
第2008.97号

5. 原産地認定のケーススタディ (3) フルーツミックス(日フィリピンEPA)

日フィリピンEPA品目別規則 第2008.91号－第2008.92号：
第2008.91号又は第2008.92号の产品への他の類の材料からの変更
(第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれ
が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取さ
れ、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)



参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表(抜粋)

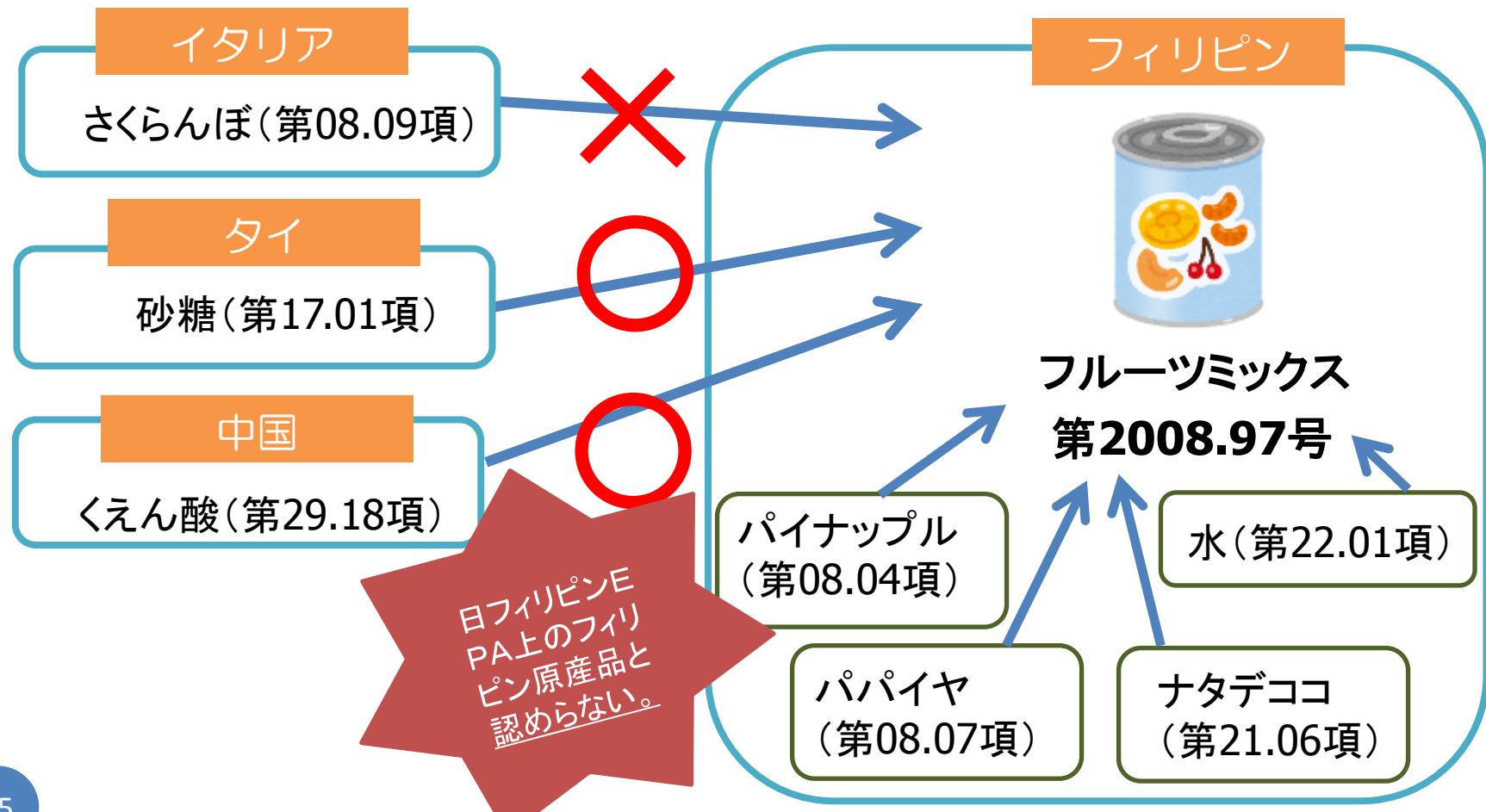
	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類
日シンガポール					X						產品のFOB価
日メキシコ	產品の取引価額 の10%以下(※)	X		產品の取引価額の10%以下(※)		X					產品の取引価額(
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン						X					
日チリ				X							2008.92: 產品のFOB価 額の10%以下 2008.92以 外:產品のFOB 価額の7%以下

※日フィリピンEPA第31条
附属書2第1節一般的注釈(f)

×印・僅少の設定が無い。

5. 原産地認定のケーススタディ (3) フルーツミックス(日菲リピンEPA)

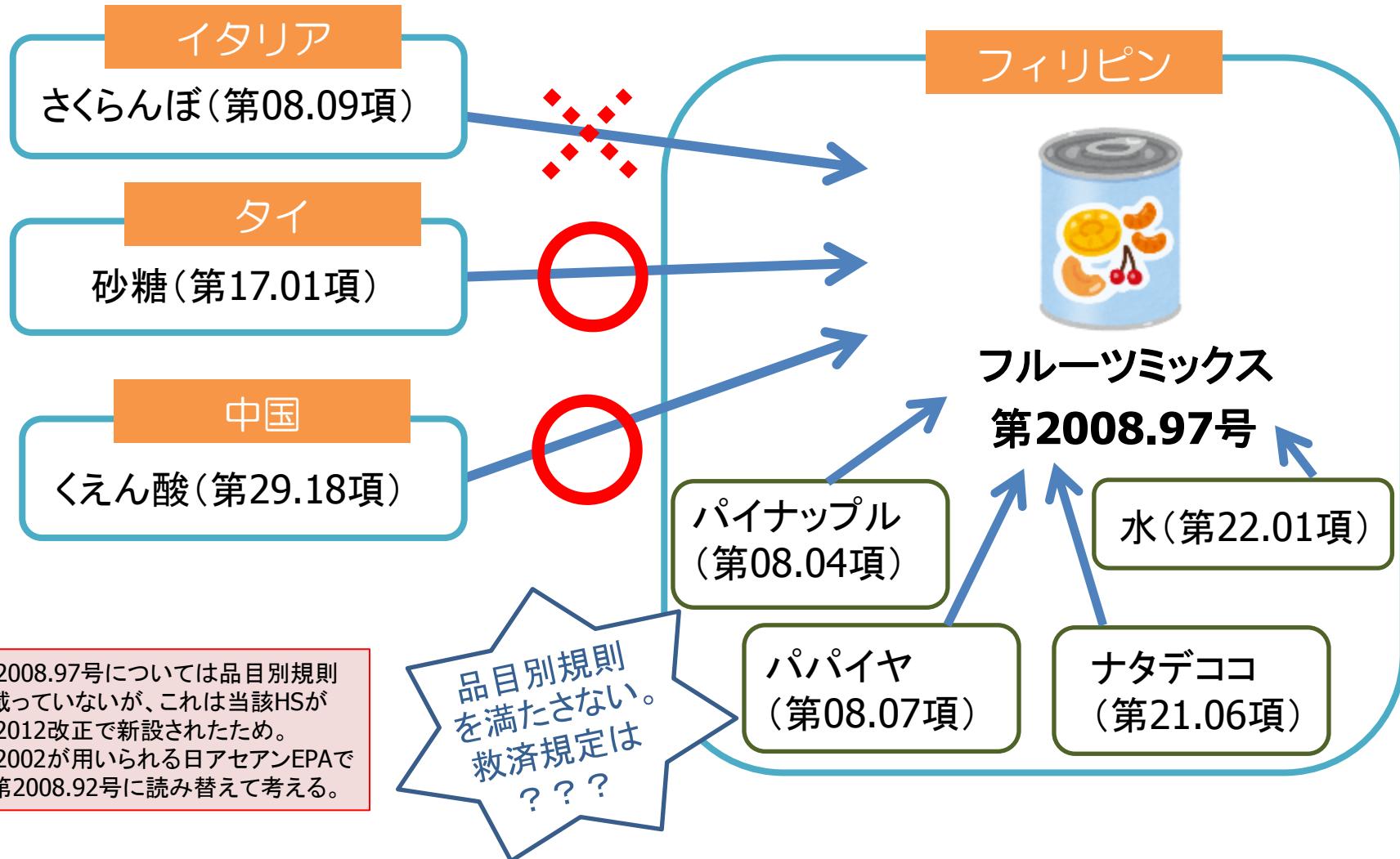
日菲リピンEPA品目別規則 第2008.91号－第2008.92号：
第2008.91号又は第2008.92号の产品への他の類の材料からの変更
(第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれ
が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取さ
れ、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)



5. 原産地認定のケーススタディ (3) フルーツミックス(日アセアンEPA)

日アセアンEPA品目別規則 第2008.92号:CC(第8類からの変更を除く。)

類の変更



参考

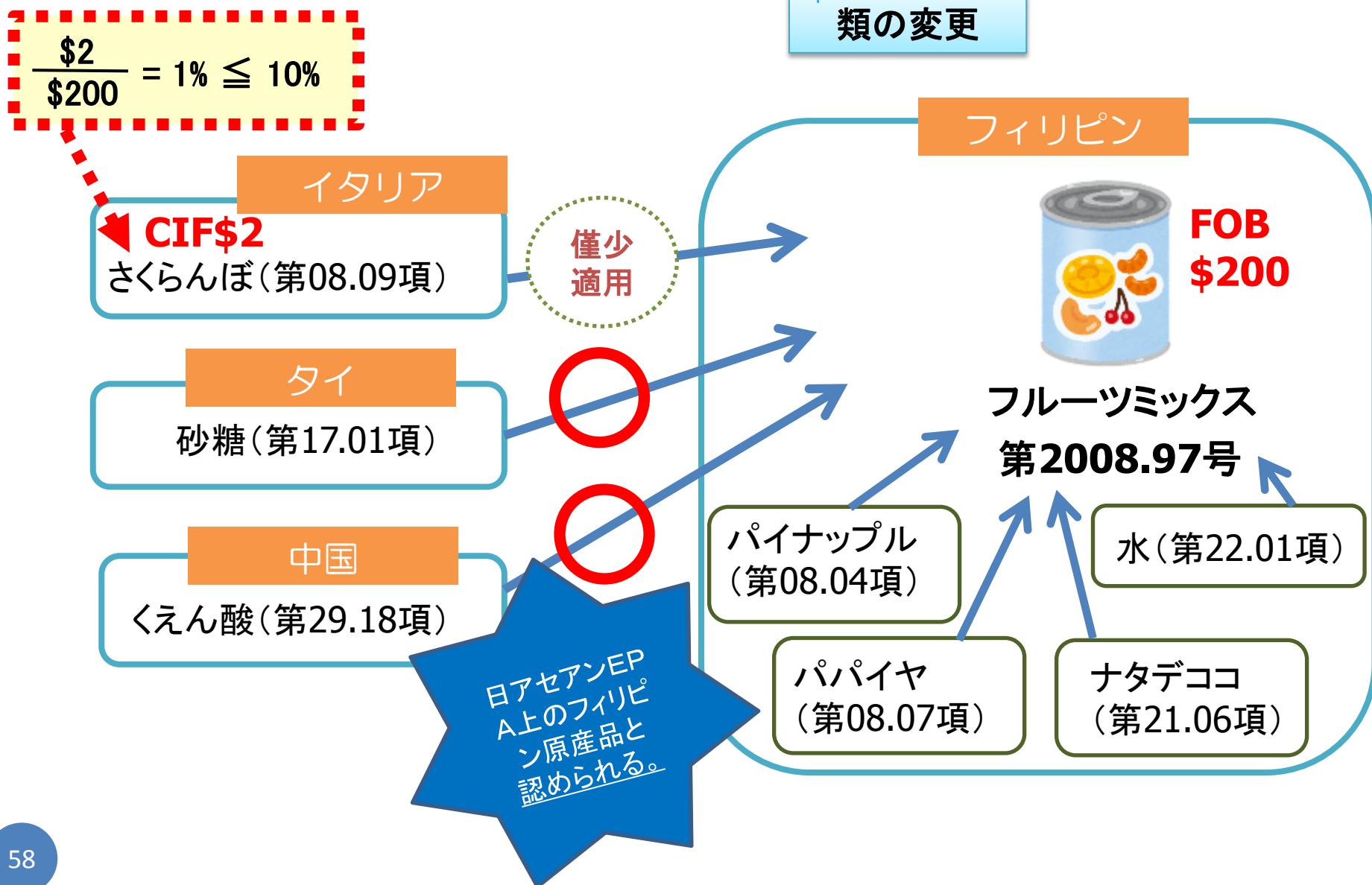
主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表(抜粋)

	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類
日シンガポール					X						產品のFOB価額
日メキシコ	產品の取引価額 の10%以下(※)	X		產品の取引価額の10%以下(※)		X					產品の取引価額
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン							X				
日チリ				X							2008.92: 產品のFOB価額 の10%以下 額の7% 2008.92以 以下 外:產品のFOB 価額の7%以下
日タイ			X								產品のFOB価額 の10%以下
日アセアン包括			X		1803.10, 1803.20, 1805.00: 產品のFOB価 額の10%以下	X					產品のFOB価額 の10%以下

※日アセアンEPA第28条

5. 原産地認定のケーススタディ (3) フルーツミックス(日アセアンEPA)

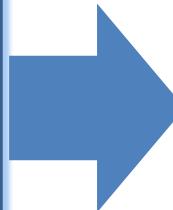
日アセアンEPA品目別規則 第2008.92号:CC(第8類からの変更を除く。)



ベトナムでシーフードスープ(第2104.10号)を生産するが、
日アセアンEPA上のベトナム原産品と認められるか？

材料

- 中国原産品 冷凍えび(第03.06項)
- 中国原産品 冷凍いか(第03.07項)
- 中国原産品 にんにく(第07.03項)
- 中国原産品 にんじん(第07.06項)
- 中国原産品 パプリカ(第07.09項)
- ベトナム原産品 トマト(第07.02項)
- ベトナム原産品 たまねぎ(第07.03項)
- ベトナム原産品 こしょう(第09.04項)
- ベトナム原産品 食塩(第25.01項)
- タイ原産品 チキンエキスパウダー
(第21.04項)



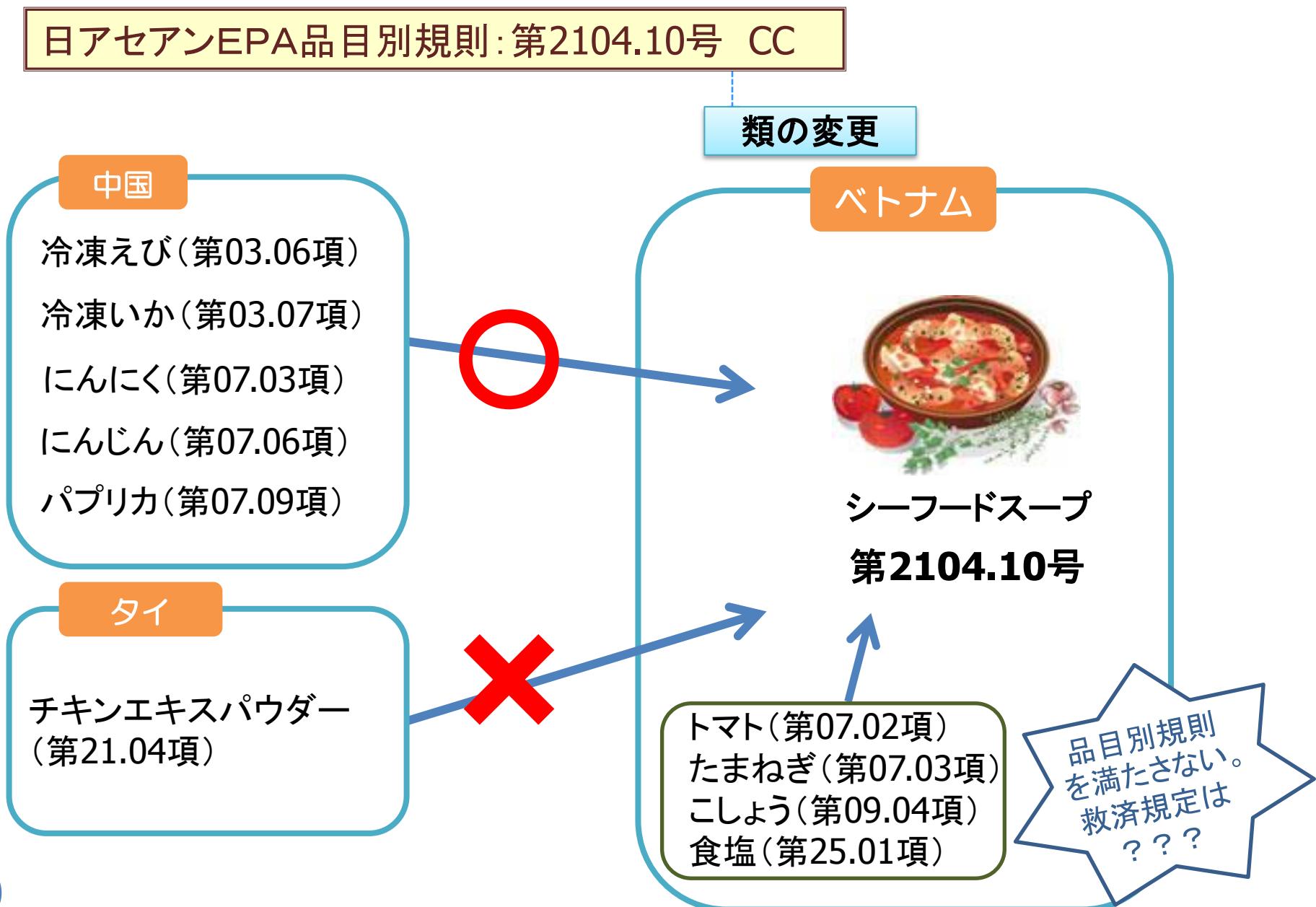
ベトナム



シーフードスープ

第2104.10号

5. 原産地認定のケーススタディ (4) シーフードスープ(日アセアンEPA)



再掲

累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイEPA 第29条 累積

产品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該产品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

日タイEPA品目別規則 第20類(野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品)

2009.11
2009.49

第2009.11号から第2009.49号までの各号の产品への他の類の材料からの変更
(第8類の材料からの変更を除く。)

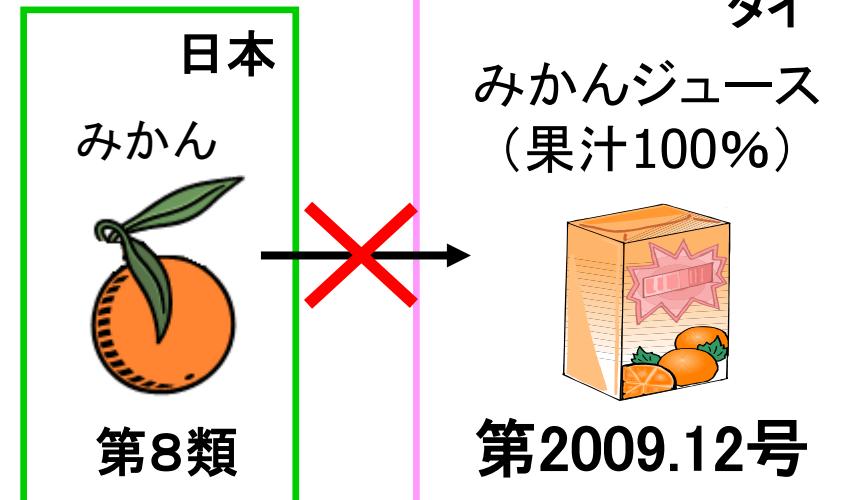
非原産材料のみかん (第8類) が品目別規則を満たしていないことから、产品はタイの原産品とは認められない。

しかし…

みかんが 日本の原産品 の場合、累積の考え方を適用して、产品は日タイEPA上のタイの原産品と認めることが可能。

タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。

※原産地証明書に「ACU」の記載が必要



参考

【特恵適用対象国】

2国間EPA締約国

日アセアンEPA締約国
11カ国(含日本)

シンガポール

ブルネイ

マレーシア

タイ

フィリピン

ベトナム

インドネシア

(2018.3日アセアン協定発効)

カンボジア

ミャンマー

ラオス

(特別特恵受益国)

LDC対象国 47

スイス

オーストラリア

チリ

メキシコ

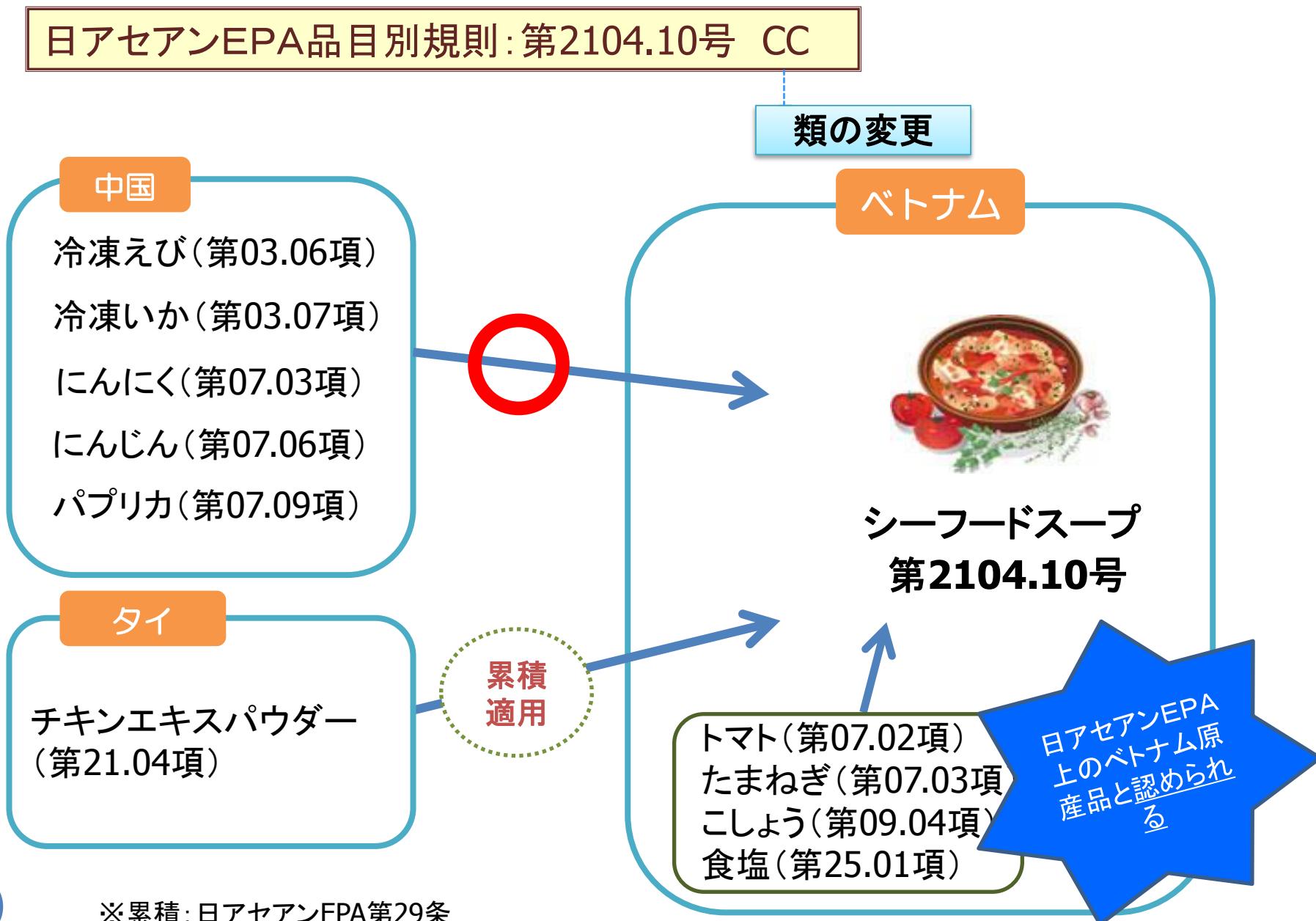
インド

ペルー

モンゴル

※2018/4現在

5. 原産地認定のケーススタディ (4) シーフードスープ(日アセアンEPA)



6. 特恵適用非違事例

事例1

產品名	野菜の調製品	HS番号	第2005.20号
協定名	日マレーシア協定	特恵符号	A (完全生産品)
品目別規則	第2005.10号又は第2005.20号の產品への他の類の材料からの変更（第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第7類の野菜を使用していることが判明。当該第7類の非原産材料は、品目別規則に定める東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫されたものではなく、品目別規則を満たさないことから、否認。		

事例2

產品名	乾燥果実	HS番号	第2006.00号
協定名	日タイ協定	特恵符号	WO (完全生産品)
品目別規則	第20.06項の產品への他の類の材料からの変更（第7類又は第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第8類の果実を使用していることが判明。当該第8類の非原産材料は、品目別規則に定める東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫されたものではなく、かつ、当該果実の產品に占める価格割合が7%を超えており、僅少の非原産材料の規定も適用できないことから、否認。		

輸入者の皆様へ

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
原産地認定についての



「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受けることができる制度で、

●事前に一般特恵税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができます

●輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる

●回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重される
などのメリットがあります。

- ◎ 《文書による事前教示照会書の様式の入手方法》
 - ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
 - ・トップページのピックアップ中「■税関手続きの案内 □税関様式及び記載要領」→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
 - 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)
- ◎ 《具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。》
 - ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

税関HP「原産地規則ポータル」

②原産地規則ポータル

①税関HP:

<http://www.customs.go.jp/>

税関
Japan Customs

ホーム 海外旅行の手続き 輸出入の手続き 水際での取締り 貿易統計 カスタムスアンサー

■ 税関からの重要なお知らせ
平成28年(2016年)熊本地震の被害に対応した税関手続について

トピックス
危険ドラッグの持ち込みは犯罪です。NO! 危険ドラッグ

平成27年4月1日より、関税法上、宿泊薬物の輸入が新たに禁止されます。

■ 事前教示
税関の関係を読み取るためにご注意ください。
ブラウザでFirefoxを利用している場合の注意点について
「合法ループなど」に対する薬物(危険ドラッグ)にご注意ください
税関のメールアドレスをかたたな不審メールにご注意ください

PR
密輸情報提供のお問い合わせ
0120-461-961
税関免給コード申請
マイナンバー・社会保障・税番号制度
原産地規則ポータル
ページの先頭へ

著作権等 免責事項 個人情報保護方針 よくある質問 お問合せ
〒100-8840 東京都千代田区霞が関3-1-1(財務省開税局) 財務省案内図
Copyright(C) 財務省

原产地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

トップページ 原产地規則とは 協定・法令等 原产地証明手続 事後確認 税関ホームページ

■ 新着情報

- 01月01日 特定原产地規明書(GSP)の提出を実施可能な物品の一覧を更新しました
- 01月01日 「一般特恵マニュアル」を更新しました
- 01月01日 「EPAマニュアル」を更新しました
- 12月26日 事前教示回答(原产地)を更新しました
- 12月14日 品目別原产地規則を検索できるようになりました。

■ ピックアップ

- 原产地規則 全般
- 品目別原产地規則の検索
- GSP
- EPA
- 事前教示
- 関連情報

■ 関連サイト 新しいウィンドウが開きます

- 外務省(EPA-FTA)
- 日本商工会議所(EPAに基づく特定原产地証明書登録手続)
- 日本貿易振興機構(ジェトロ)(FTA/EPA_WTO)
- 内閣官房TPP政府対策本部

PR
密輸情報提供のお問い合わせ
0120-461-961
税関免給コード申請
海外旅行者の皆様へ 申告書を提出してください
個人通関の取扱い
個人で海外と取引される方へ

ご不明の点があれば・・・

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

税関事前教示メールアドレス、連絡先、FAX番号一覧

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3169
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る文書による事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

ご清聴ありがとうございました。

本資料の利用についての注意事項

本資料を著作権法上認められている「私的利用」の範囲を超えて複製・転載する場合には、下記までご連絡をお願いします。

東京税関業務部総括原産地調査官 TEL 03-3456-2171

本資料は、東京税関業務部総括原産地調査官において、作成日現在の法令に基づき作成しております。
法令・制度等についての最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。